

大和郡山市 総合計画

平成28年度（2016年度）～平成37年度（2025年度）

基本構想・基本計画



大和郡山市

平成28年3月

はじめに

私たちの大和郡山市では、これまでの10年間、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として掲げ、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分に生かし、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちづくりを進めてきました。

しかしこの間、人口減少、少子高齢化社会の到来、経済情勢や雇用環境の変化など、わが国の社会潮流は目まぐるしく変化してきました。そこで、私たちを取り巻くこうした社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確に対応していくため、平成28年度（2016年度）から10年間のまちづくりの指針となる大和郡山市第4次総合計画を策定しました。

新しい計画では、これまでの基本的な姿勢を保ちつつ、「あふれる夢と希望と誇り 暮らしてみたくなる やまとおおりのやま 元気城下町」を平成37年（2025年）の将来像と定め、本市の様々な地域資源を有効に活用することで、新たな可能性に恵まれ、誇らしい気持ちを抱くことができるまち、また、誰もが訪れ、住み続けたいまちを目指します。市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に「夢と誇りと自信」を持てるまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民会議や意識調査等で貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、また種々お力添えをいただきました関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

ありがとうございました。

平成28年3月

大和郡山市長 上田 清



目次

第1編 序論 1

- 第1章 総合計画策定の趣旨…………… 2
- 第2章 計画の構成と期間…………… 3
- 第3章 本市を取り巻く社会動向…………… 5

第2編 基本構想 17

- 第1章 本市の将来像…………… 18
- 第2章 戦略目標…………… 21
- 第3章 土地利用構想…………… 23
- 第4章 施策の体綱…………… 25

小学生からの将来像の提案「未来のやまとおりのやま」 27

第3編 基本計画 39

- 第1章 リーディングプロジェクト…………… 41
- 第2章 分野別施策…………… 45
 - 施策の大綱…………… 46
 - 1. 協働のまち…………… 47
 - 1-1 市民参画の推進…………… 48
 - 1-2 コミュニティ活動の推進…………… 49
 - 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実…………… 50
 - 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立…………… 51
 - 1-5 戦略経営の推進…………… 52
 - 1-6 人材育成の強化…………… 53
 - 1-7 財政基盤の健全化…………… 54
 - 1-8 課税・徴収の強化…………… 55
 - 1-9 公正で効率的な行政の確保…………… 56

2. 産業・環境	57
2-1 雇用就労対策・労働環境の改善	58
2-2 商工業の振興	59
2-3 観光の振興	60
2-4 地場産業の振興	61
2-5 農業の振興	62
2-6 生活衛生環境の維持・向上	63
2-7 資源循環型社会の形成	64
3. 子育て・教育	65
3-1 子育て支援体制の充実	66
3-2 ひとり親家庭の自立支援	67
3-3 乳幼児の健康づくりの充実	68
3-4 子どもの健康づくりの充実	69
3-5 学校教育の充実	70
3-6 幼児教育の充実	71
3-7 青少年の活動機会の充実	72
3-8 子どもの健全育成体制の充実	73
3-9 特別支援教育の充実	74
3-10 食育の推進	75
3-11 子どもの安全の確保	76
4. 安全・快適な暮らし	77
4-1 防災・減災の推進	78
4-2 消防・救急体制の充実	79
4-3 防犯体制の強化	80
4-4 水道事業の健全経営	81
4-5 安全な水道水の供給	82
4-6 安全な交通環境の整備	83
4-7 誇りを持てるまちなみづくり	84
4-8 身近な緑地の整備	85
4-9 魅力のある市街地づくり	86
4-10 快適な住環境づくり	87
4-11 空き家対策の推進	88

5. 健康・福祉・生きがいづくり	89
5-1 高齢者福祉の充実	90
5-2 介護サービスの充実	91
5-3 障害者福祉の充実	92
5-4 健康づくりの推進	93
5-5 医療体制の充実	94
5-6 保健予防の充実	95
5-7 国民健康保険の健全運営	96
5-8 介護保険の健全運営	97
5-9 生活支援サービスの充実	98
5-10 文化財の保護・継承	99
5-11 芸術文化活動の促進	100
5-12 生涯学習の充実	101
5-13 図書館サービスの充実	102
5-14 生涯スポーツの振興	103
5-15 人権文化の啓発	104
5-16 人権意識向上の場の充実	105

参考資料

107

1. 第4次総合計画の策定経緯	108
2. こおりやまワールドカフェ開催概要	109
3. 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	110
4. 職員による検討会議の概要	111

第1編 序論

第1章 総合計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

本市はこれまで、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)を計画期間とする「大和郡山市第3次総合計画」に基づき、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化等を十分に生かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちを目指し、計画的にまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化や人口減少、雇用不安や社会的格差の拡大、東日本大震災以降の暮らしの安全・安心に対する意識の高まり等、我が国の社会環境は大きく変化しています。

また、本市においては土地開発公社の解散等、大和郡山市集中改革プラン「リメイク大和郡山」に基づく抜本的な行財政改革に取り組み、平成23年度(2011年度)から普通会計の実質収支が黒字に転換するなど、まちづくりの礎が築き上げられました。

平成27年度(2015年度)には、第3次総合計画の計画期間が終了するため、引き続き市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有してまちづくりに取り組むため、平成28年度(2016年度)を初年度とする「大和郡山市第4次総合計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

① 行政運営の最上位としての計画

本計画は、本市のまちづくりを進める上での最も基本となる計画であり、総合戦略をはじめとした様々な分野別計画の上位計画となります。このため、各分野の個別計画は、本計画で定めた将来像やまちづくりの基本方針等を踏まえた上で、総合計画を補完し、具体化する計画として位置づけます。

② 協働のまちづくりの指針としての計画

本計画は、行政計画としてだけでなく、市民や企業、ボランティア団体等様々な主体が将来像を共有し、その実現に向かってそれぞれが何をするべきか、またどのように役割分担するかを考えるきっかけとしての役割を果たすことが期待されています。

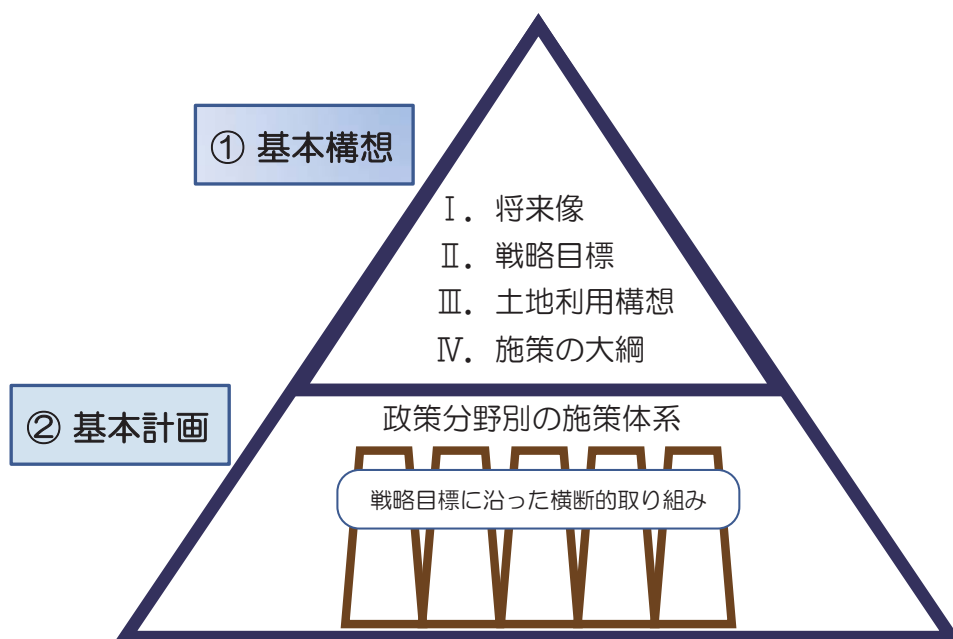
③ 計画的・効率的な行財政経営の指針としての計画

長期的な視点から、将来発生しうるリスクを踏まえた上で、職員や資産等経営資源を最大限効率的に活用し、必要となる公共サービスを市民に提供する、計画的・効率的な行財政運営を実現するための指針としての役割が期待されています。

第2章 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

市政運営の指針として本市の目指す将来像を明らかにする「基本構想」、これを行政の取り組みとして具体化する「基本計画」で構成します。



① 基本構想 <計画期間 10 年間>

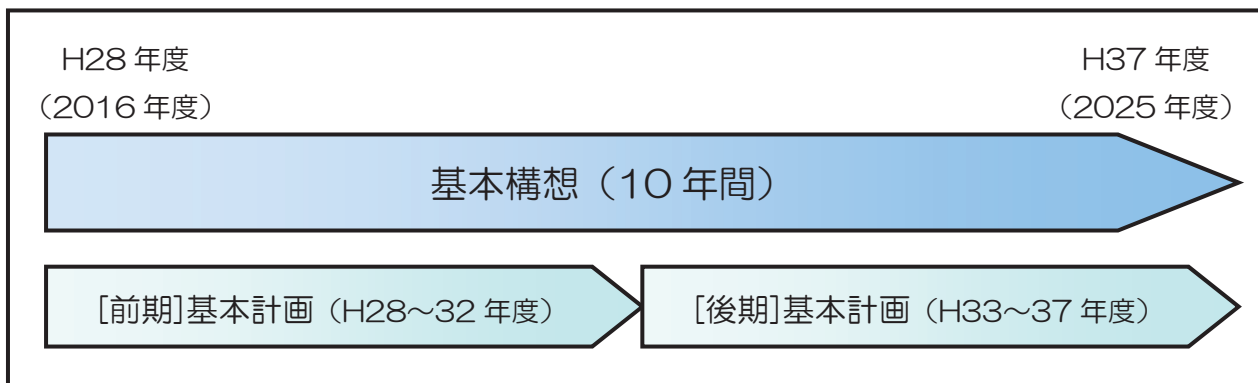
本市が目指す将来像を明らかにし、計画期間におけるまちづくりの基本方針を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民や市が、それぞれの役割や責務を分担し、お互いに補完協働し合いながら、自主性や自立性を確保した個性豊かなまちづくりを進めるための目標となります。

② 基本計画 <計画期間 5 年間>

基本構想で定めた分野別のまちづくりの基本方向を実現するため、行政の取り組みとして具体的な施策を体系的に示した計画です。

(2) 計画の期間

基本構想の目標年度を平成 37 年度（2025 年度）とし、基本計画の目標年度を平成 32 年度（2020 年度）とします。



第3章 本市を取り巻く社会動向

(1) 社会潮流

○本格的な人口減少、少子高齢化社会への突入

我が国の人口減少はいよいよ喫緊の課題となってきました。平成 72 年（2060 年）には国内人口が 9 千万人を下回ると予測されており、この予測は年々早まっています。^{※1}

また、人口構造の観点からも、高齢化が深刻化してきています。既に超高齢社会^{※2}を迎え、その勢いはとどまることなく、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 25.1%と、人口の 4 分の 1 を高齢者が占める状況となりました。一方で、合計特殊出生率は、平成 25 年（2013 年）時点で 1.43 と、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回る状況となっています。とりわけ地方圏においてそれらの影響は大きく、高齢者が半数以上を占める限界集落^{※3}は既に 1 万を数え、地域社会を支える世代の不足が深刻な問題となっています。^{※4}

このような中、平成 26 年（2014 年）には、内閣において「まち・ひと・しごと創生本部」が発足されました。50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造を保持することを目指し、人口減少及び少子高齢化に対して、国と地方が一体となった取り組みをはじめていきます。

加えて、全国における空き家の増加も深刻な社会問題となってきています。有効活用及び安全性の確保という双方の観点から、不動産流通を円滑にする新たな制度設計を講じることが求められています。

○地域間連携による選ばれるまちづくり

全国的に人口減少に歯止めがかからない中、各地域においては、各々の地域に活力を集めるために、定住人口及び交流人口を積極的に呼び込むことが重要となっています。「まち・ひと・しごと創生本部」においても、全国的な視点から人口減少に歯止めをかけていくことに加えて、地方自治体の立場からは、それぞれの地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生するよう検討していくことが要請されています。

全国及び海外に対して魅力あるまちとして発信していくためには、限られた財源を効率的に活用することが重要となり、そのためには地域単位で近隣自治体と連携をとりつつ、これに加えて地方自治体として、従来の通り一遍のまちづくりから脱却し、地域資源を活かした特色あるまちづくりを行っていくことが求められています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所による

※2 65 歳以上の人口が 21%を超えた社会

※3 過疎化・高齢化が進展していく中で、経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれている集落

※4 平成 22 年時点（総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」平成 23 年 3 月）

○国際競争にさらされる地域産業

世界経済の情勢として、平成 27 年（2015 年）10 月に TPP^{※5} 協定交渉が大筋合意されました。これによって、世界の国内総生産の約 4 割を占める巨大な経済圏が誕生することとなり、世界経済へのその影響は計り知れないものになると言われています。そのため、我が国としても、この協定を有効活用し、メリットを最大限享受するとともに、守るべき産業を守ることが重要となります。

経済のグローバル化が進展する一方で、地域産業においては、世界の企業との厳しい価格・技術競争を強いられるようになり、保護主義的な政策によって守られることは困難となってきました。そのため、これからの産業政策は、厳しい競争にさらされてもなお、消費者に選ばれ、勝ち残ることができる足腰の強い地域産業を構築していくことが不可欠となっています。

また、我が国を代表するグローバル製造企業に国内回帰の動向が見られるようになってきました。これまで我が国の製造業は、1980 年代半ばから続いた長期的な円高傾向の中で、国内向け販売製品の製造拠点を、人件費の安価な海外に移してきました。しかしながら、近年になり、国内の大規模な金融緩和策等による為替変動や、アジア諸国の急速な経済成長等が要因となって、輸入コストが人件費の優位性を上回るようになってきました。

○求められる公共施設・インフラマネジメントの具体化

近年、道路・上下水道等の社会基盤及び公共施設の老朽化がいよいよ深刻化してきました。我が国の社会資本は、戦後の人口増加に合わせて急増したことから、建設後既に 30～50 年の期間を経過したものが多く、平成 42 年（2030 年）には建設後 50 年以上経過したものが急増すると言われています。そのような中、平成 24 年（2012 年）5 月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故を例に見るような社会資本の機能不全が明るみになりはじめ、早急な対応が求められている状況です。

現在、公共施設に関しては、国が地方自治体に対して、適切な維持管理を行うことを目的として固定資産台帳の整備を義務化するとともに、「公共施設等総合管理計画」の策定を促進しています。これらに基づく社会基盤及び公共施設の更新整備には莫大な費用が予想されるため、地方自治体においては施設の統廃合及び民間活用を含めた公共サービスの提供主体の見直し等、運用の在り方について再検討する動きが広まっています。

^{※5} 日本・米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定

○求められる行政の経営力の強化

我が国の財政状況は一層厳しいものとなってきました。平成23年（2011年）に発生した東日本大震災からの復興及び長期に及ぶデフレからの脱却策として、第二次安倍政権から財政支出の拡大を伴う大規模な経済政策が実施されてきましたが、その一方で債務残高は1千兆円を越える規模にまで至りました。

地方自治体においては、もはや国の補助金等の財源依存を前提とした行政運営の在り方が成り立たなくなってきました。それゆえ、国への依存体質から脱却し、地方自治体各々が適切な判断を行える経営力を持ち、自ら考えることで財政の健全化を目指していくことが求められています。

地方自治体の経営力の強化は、これからの行政運営において不可欠であり、今後も一貫してこの傾向は強まっていくものと考えられます。

○協働による持続可能な地域自治の確立

財政状況が厳しくなる一方で、住民のニーズは子育て支援から高齢者福祉まで一層多様化・高度化し、もはや行政だけではこれら全てのニーズに对应していくことは難しい状況となっています。そのため、住民や民間企業、各種ボランティア団体等多様なまちづくりの主体との連携を前提とした、地域に根付いた行政運営の在り方が求められるようになってきました。行政の本来の役割を再確認し、適切な役割分担を行っていくことが重要になっています。

また、少子高齢化が進展し、人口構造が変化していく中で、地域社会においては、コミュニティの確立が一層重要になってきています。高齢者介護や子育て支援等、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに十分に対応できない状況にあり、これからの地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う環境の構築が不可欠となります。各市町村においては、希薄化しているコミュニティを再構築し、子育てや高齢者介護等、住民同士の助け合いが機能する場を作り上げる支援を行うことが求められています。

○市場メカニズムによる公共サービス提供の確立

公共サービスの提供に一層の効率化が求められるようになる中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営するものではないという認識が定着してきました。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員削減や、指定管理者制度等を含む PPP/PFI^{※6}を通じて、民間事業者の経営ノウハウ等の力を活用する取り組みがはじまっています。PFI の実施状況は、平成 25 年度（2013 年度）において 446 件、金額ベースで約 4 兆 3 千万円となりました。^{※7}

PPP/PFI の活用は、国の「日本再興戦略」（平成 25 年（2013 年）6 月閣議決定）にも位置づけられ、平成 25 年（2013 年）から平成 34 年（2022 年）までの 10 年間で 12 兆円規模に拡大することが目標とされています。このようなことから、市場メカニズムによる公共サービスの提供は一層拡大していくことが期待されています。

^{※6} PFI（Private Finance Initiative）とは、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共サービスを提供する手法であり、PFI 法に基づいて実施される。PPP（Public Private Partnership）は、公共と民間が連携して、最適な公共サービスの提供を実現するもので、PFI は、PPP の代表的な手法の一つ

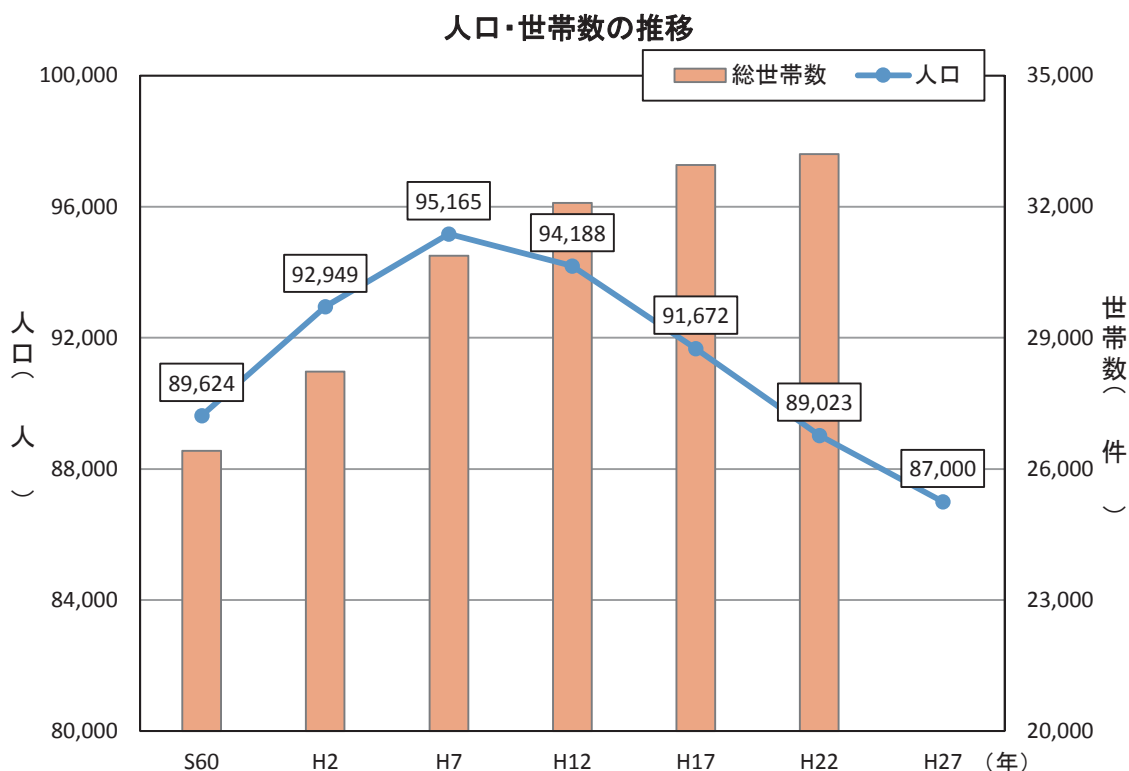
^{※7} 内閣府 民間資金等活用事業推進室「PFI の現状について」

(2) 本市の状況

○人口動向

本市の人口は、平成7年（1995年）まで増加傾向にあったものの、9万5千人台をピークにその後は減少が続いています。^{※8}平成27年（2015年）の見込み値では、8万7千人となり、今後も減少が続くことが予想されます。一方、世帯数は増加を続けており、平均世帯人員は、昭和60年（1985年）で3.39人だったものが、平成22年（2010年）では2.68人まで低下しています。

また、年齢構成をみると、高齢者人口の割合が増加を続け、平成22年（2010年）では24.7%となっており、既に超高齢社会へと突入しています。

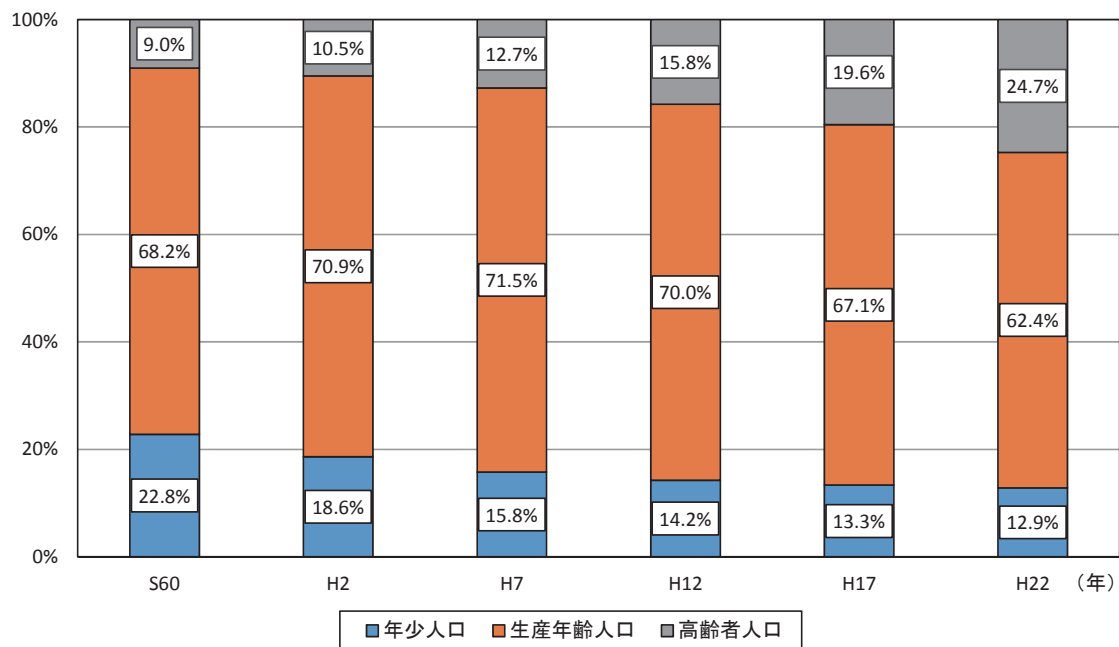


出典：人口、世帯数ともに「国勢調査」（総務省）

※平成27年は、住民基本台帳人口に基づく国勢調査見込み値

^{※8} 国勢調査人口は5年間隔のため平成7年（1995年）がピークとなっているが、住民基本台帳上の人口では、平成9年（1997年）の9万6千人台がピークとなり、平成27年（2015年）では、8万8千人台となっている

年齢階層別人口

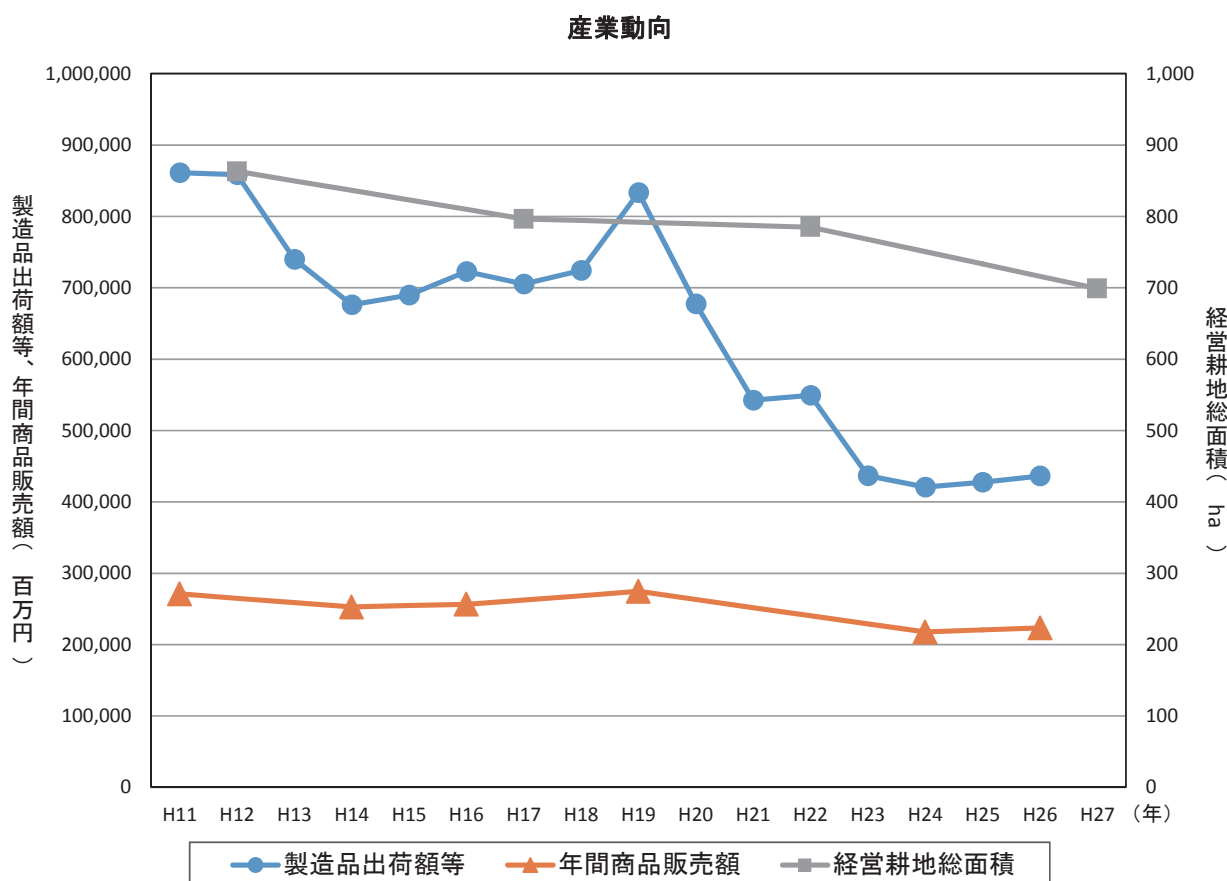


出典：「国勢調査」(総務省)

○産業動向

本市の産業は、近郊農業や金魚養殖等歴史や伝統のある地場産業、日常生活に密着した商業、そして、近畿有数の規模を誇る工業などで構成されています。

製造品出荷額等は平成19年(2007年)を境に大きく減少していますが、平成25年(2013年)には増加に転じ、平成26年(2014年)時点では平成19年(2007年)時点の約50%の出荷額となっています。年間商品販売額は減少傾向にあり、平成26年(2014年)時点では、平成19年(2007年)時点の約80%の販売額となっています。経営耕地総面積は減少傾向にあり、平成27年(2015年)で699ha(ヘクタール)となっています。

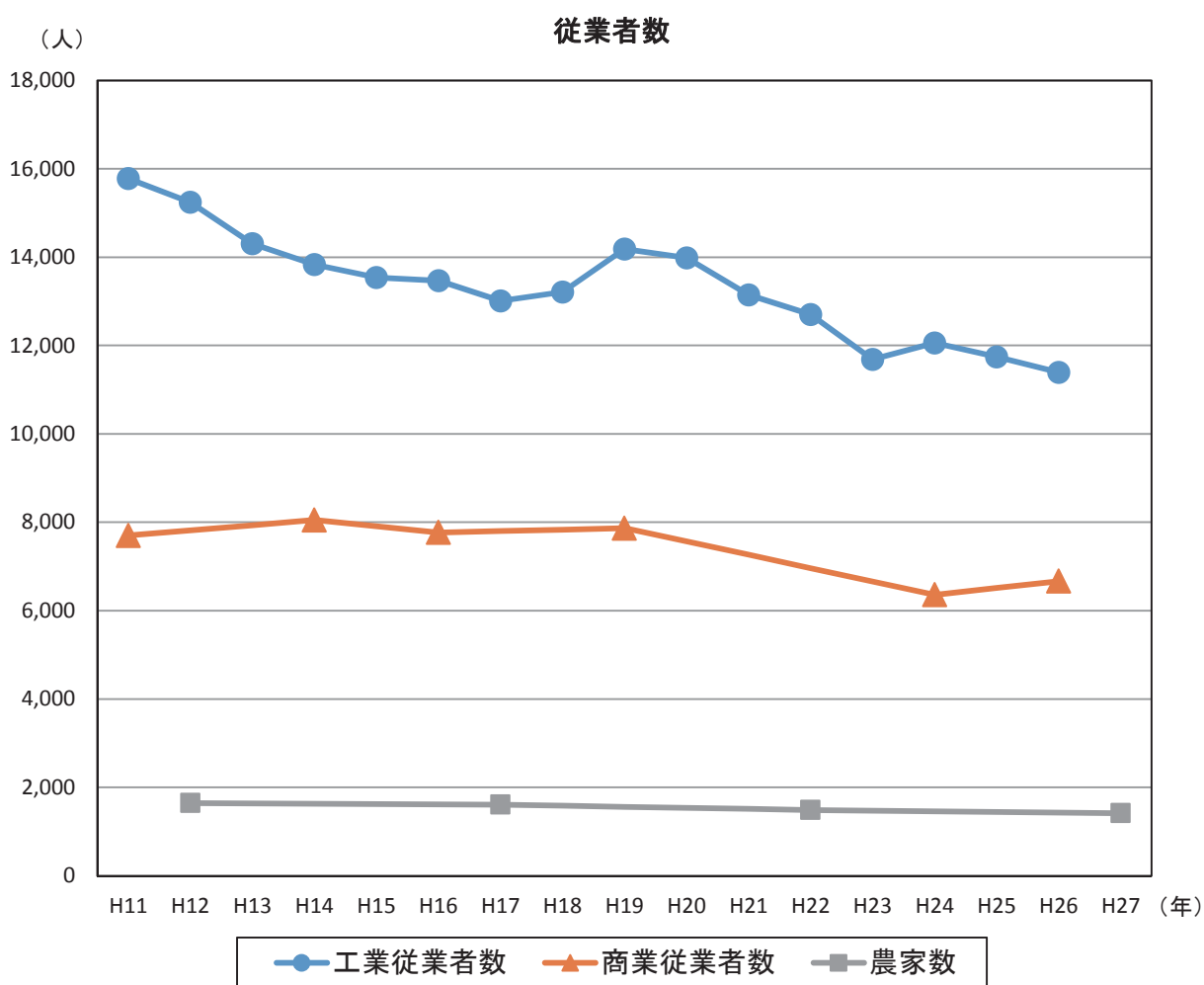


出典：製造品出荷額等は「工業統計調査」(経済産業省)及び「経済センサス」(経済産業省)

出典：年間商品販売額は「商業統計調査」(経済産業省)

出典：経営耕地総面積は「農林業センサス」(農林水産省)

従業者数についてみると、工業従業者数は製造品出荷額等と同様に、平成 19 年(2007 年) を境に減少しており、平成 26 年(2014 年) では平成 19 年(2007 年) 時点の約 80%となっています。商業従業者数は平成 19 年(2007 年) から平成 24 年(2012 年) にかけて大きく減少していますが、平成 26 年(2014 年) 時点には増加に転じ、平成 19 年(2007 年) 時点の約 85%となっています。また、農家数は微減の傾向で推移しています。



出典：工業従業者数は「工業統計調査」及び「経済センサス」

出典：商業従業者数は「商業統計調査」

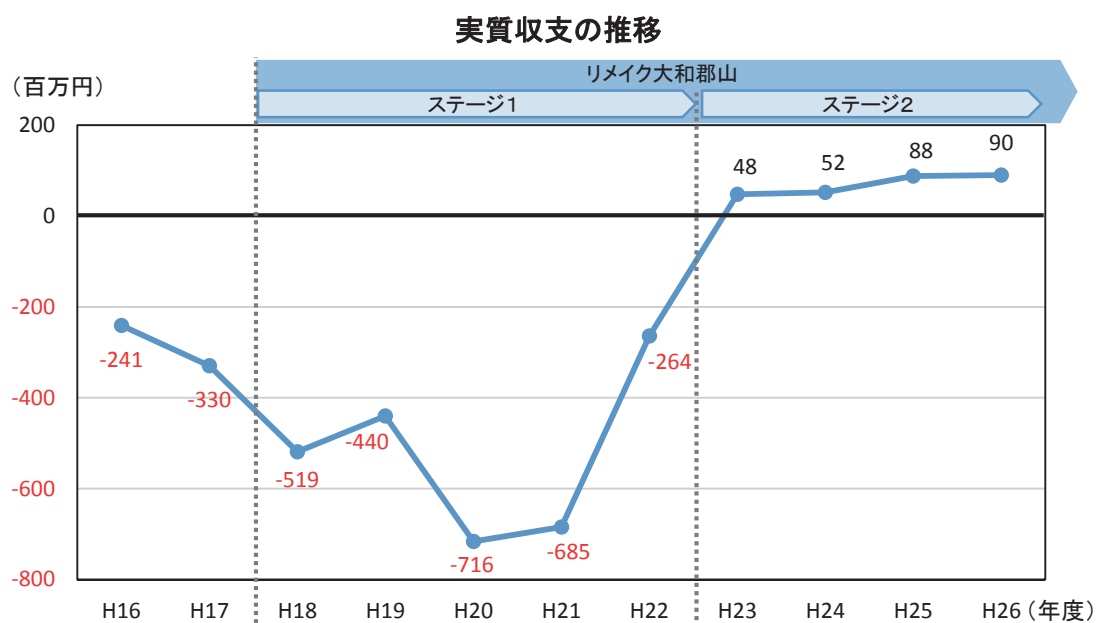
出典：農家数は市保有データ。平成 27 年(2015 年) は市独自の推計値

○財政状況

本市の財政状況は、平成22年度（2010年度）まで普通会計の実質収支^{※9}で赤字が発生していたものの、平成18年度（2006年度）から実施している大和郡山市集中改革プラン「リメイク大和郡山」の効果により、平成23年度（2011年度）以降は黒字化しています。

財政指標は、財政力指数^{※10}が平成20年度（2008年度）を境に、下落傾向にあったものの、平成25年度（2013年度）には再び上昇に転じており、類似団体平均と比較すると、高い水準で推移しています。しかしながら、経常収支比率^{※11}は、平成22年度（2010年度）に一時的に改善されたものの、それ以外の年は90%を上回っており、類似団体平均よりも高水準で推移しています。これは、財政の硬直化が深刻な状況であることを示しています。

加えて、本市の自主財源となる市税収入については、平成19年度（2007年度）をピークに減少し、平成26年度（2014年度）は平成19年度（2007年度）時点の約85%になっています。今後も人口減少に伴い、市民税や固定資産税等の更なる減少が予想されます。

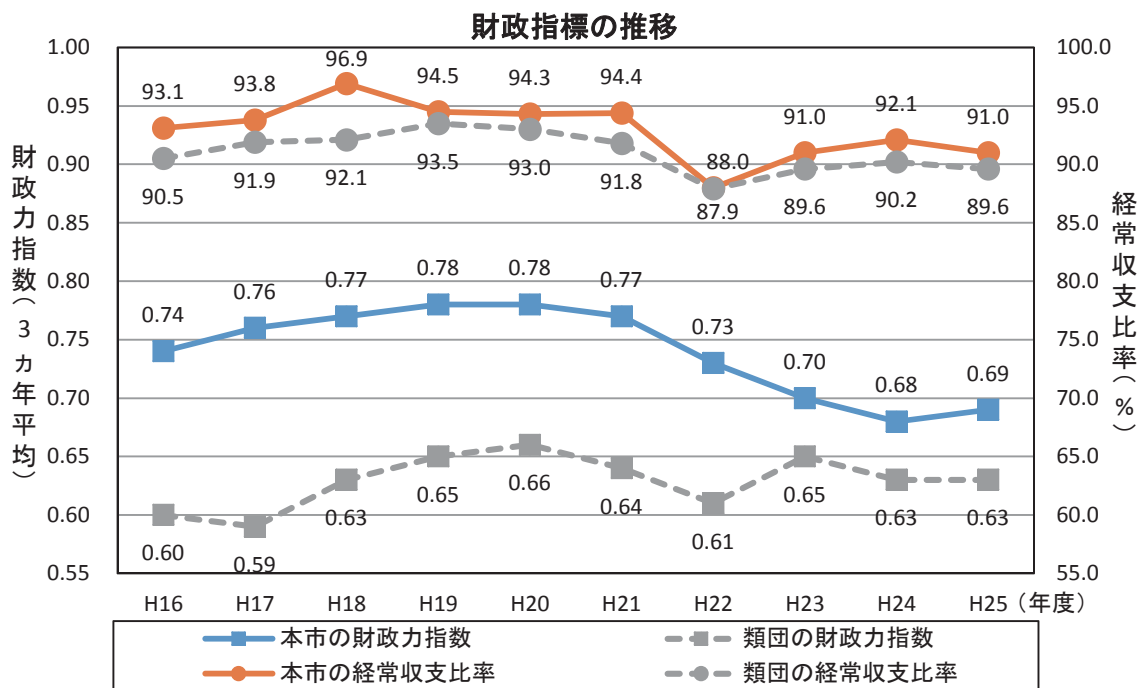


出典：「決算の概要」（本市）

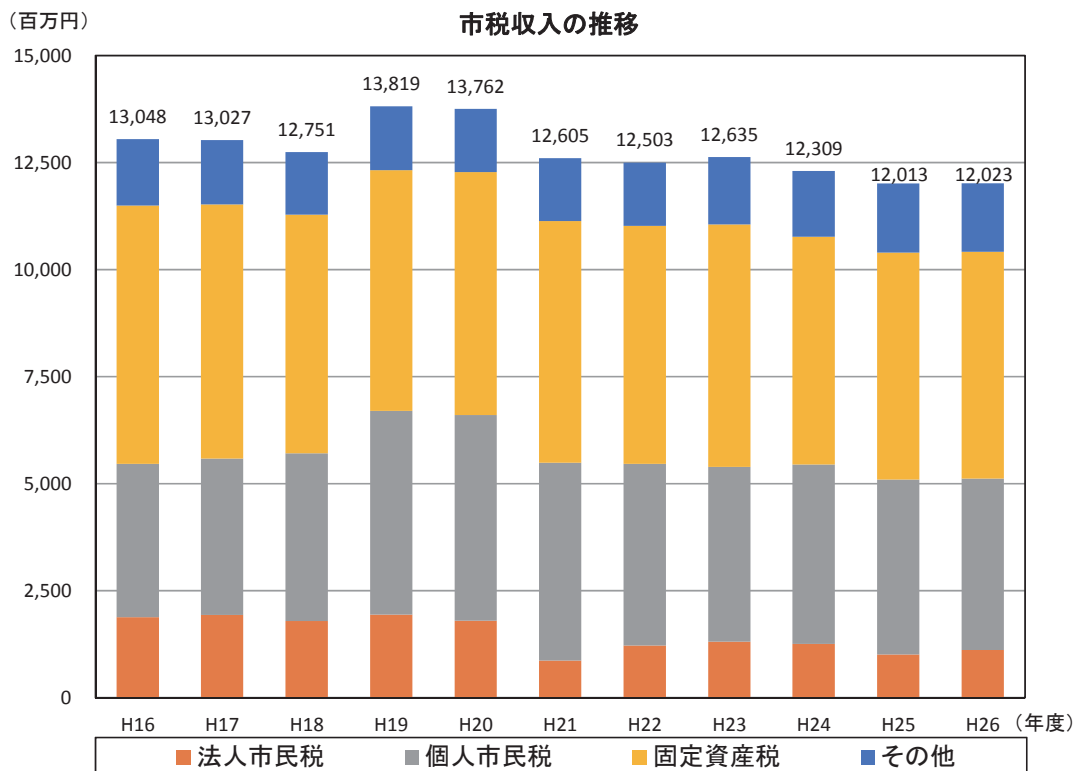
※9 当該年度に属すべき支出と収入の実質的な差額で、歳入決算額（収入総額）から、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた上での収支の差額を示す

※10 財源を国に頼っている割合を示す指数。1.0以上であれば自立している

※11 財政の弾力性を判断するための指標。一般に90%を超えると深刻な状況と言われる



出典：「財政状況資料集」（奈良県）

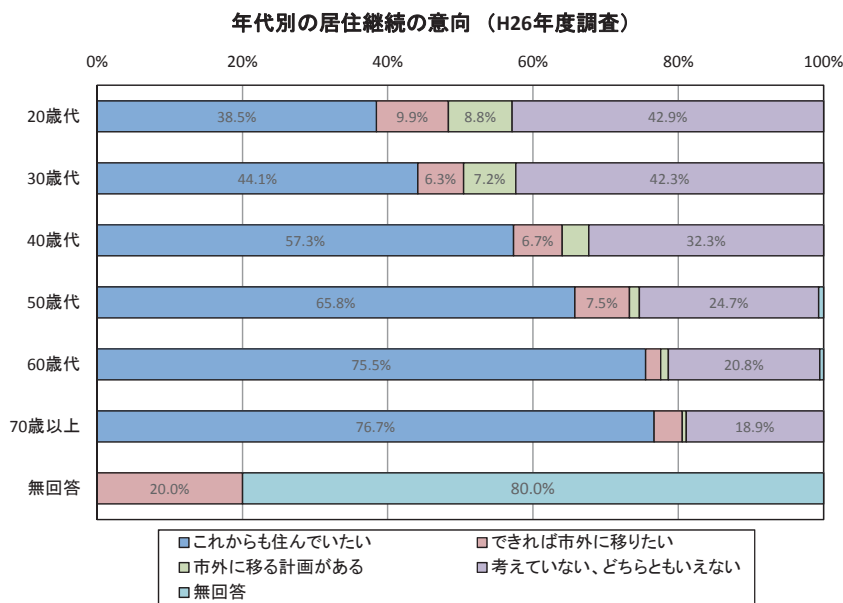
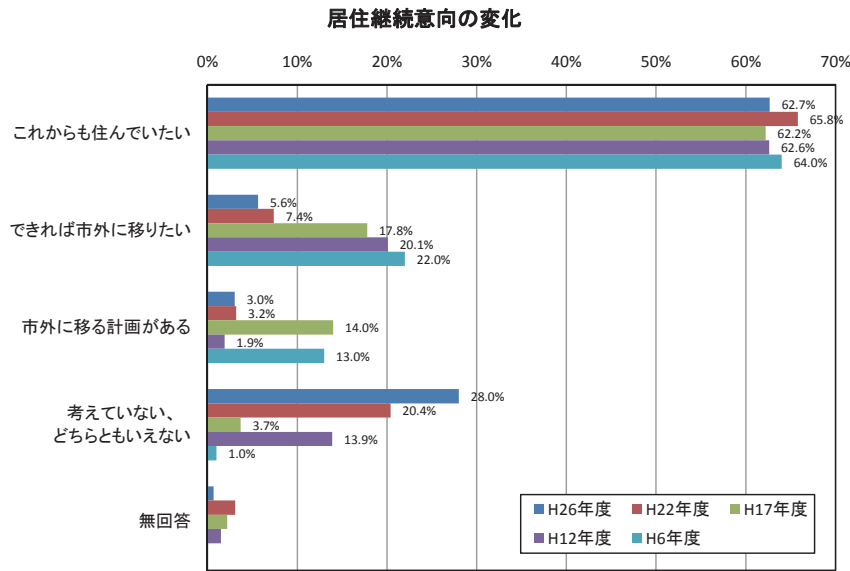


出典：「決算の概要」（本市）

○市民意識調査から見た現状

居住継続の意向について、経年的な変化を見ると、「これからも住んでいたい」の回答は各年調査ともに60%台と、大きな変化はないものの、「できれば市外に移りたい」の回答は減少し続けており、平成6年度（1994年度）の22.0%から、平成26年度（2014年度）では5.6%となっています。

年代別に見ると、「これからも住んでいたい」の回答は、年代が高くなるほど多く、40歳代以上では全ての年代で半数を上回っています。一方で、「できれば市外に移りたい」及び「市外に移る計画がある」の回答合計は、若い世代の方が高い傾向にあり、特に「20歳代」では18.7%と、2割近くとなっています。



第2編 基本構想

第1章 本市の将来像

(1) 将来像

大和郡山市では、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として掲げ、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分に生かし、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちを目指してきました。

今後とも、これまでの基本的な姿勢を保ちつつ、平成37年（2025年）のまちの姿として、次の「将来像」を定めます。

大和郡山市 将来像

あふれる夢と希望と誇り

暮らしてみたくなる

やまところりやま
元気城下町

あふれる夢と希望と誇り

広域的な交通体系の整備が進む中、歴史・文化に裏付けられた確かな地域資源のもと、常に新たな可能性に恵まれるまち、誇らしい気持ちを抱くことができるまちとしての姿を表しています。

暮らしてみたくなる

歴史の足跡が残る居住の場、昭和工業団地をはじめとした仕事の場をはじめ、様々な地域資源を有効に活用することで、賑わいがあり、誰もが訪れたいまち、暮らしてみたくなるまち、住み続けたいまちを常に追求する姿を表しています。

(2) まちづくりの基本方針

人口や地域経済を取り巻く環境が大きく変わろうとしているなか、将来像を実現するため、本市が変わりなく持ち続けるべき「まちづくりの基本方針」を定めます。

① 夢と誇りがもてる、過去と未来をつなぐまちづくり

豊かな歴史や文化、自然に触れることができ、地域の誇りや郷土愛が感じられるまちづくりに取り組むとともに、夢と希望あふれる未来を市民自らが描き、過去から未来へと物語が脈々とつながるまちづくりに取り組みます。

② 信頼と協働が育む、次世代を切り開くまちづくり

時代が大きく変化する中で、自治体や市民自らがお互いの知恵と力を出し合い、信頼と協働できる関係性を構築し、共に考え、共に行動することで、次世代を切り開くまちづくりに取り組みます。

③ 誰もが住みたくなる、働きたくなるまちづくり

多様な価値観や生活スタイルを尊重し、かつ、城下町の歴史を感じる中心市街地や矢田丘陵に広がる住宅地、昭和工業団地など、本市の地域資源を有効に活用し、誰もが住みやすく、この地で働きたくなるまちづくりに取り組みます。

(3) 将来人口

大和郡山市第4次総合計画では、平成72年(2060年)までの計画期間を持つ大和郡山市人口ビジョンを踏まえ、平成37年(2025年)時点において7万8千人程度に減少する見込みの中においても、8万人を維持することを目指し施策を展開します。



出典：国勢調査(昭和60年～平成22年)

※平成27年は住民基本台帳人口に基づく国勢調査見込み値

この将来人口の達成に向け、長期的な視点から施策に取り組む基本姿勢について、次のとおり定めます。

基本姿勢1 若い世代、子どもを生き育てる世代を増加させる施策に取り組めます。

基本姿勢2 地域の魅力アップ、暮らしやすさを向上させる施策に取り組めます。

基本姿勢3 市民・事業者、みんなが主役のまちづくりを進める施策に取り組めます。

第2章 戦略目標

本市の将来像の達成に向け、政策的に取り組む戦略目標を次のとおり定めます。
なお、この戦略目標に基づき、基本計画におけるリーディングプロジェクトを導き、さらには大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を展開することとします。

戦略目標1

既存事業者の経営安定化と新規起業チャレンジ等により雇用を創出する

市内の各種産業の既存事業の経営安定化や、新たな商品開発や事業分野への展開を支援するとともに、中心市街地などにおいて新たに事業を起こす起業家のチャレンジや、若い世代が魅力的に感じる業種の起業の支援を行います。

戦略目標2

職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす

昭和工業団地をはじめ、市内事業所の従業員の市内居住を進めるとともに、二世帯や三世帯居住の推進、家族・親子の近居の推進、さらには様々な世代に対応できる環境の充実、まちのブランドイメージの向上により、転出抑制、転入増加を目指します。

戦略目標3

結婚・出産・子育てしたいと思われる環境を構築する

地域、家庭、企業、行政の連携と役割分担により、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組むとともに、地域の特色ある教育環境をより一層充実・展開し、子育てしたい憧れのまちを目指します。

戦略目標4

時代に合った安全・安心な地域づくりと地域資源の有効活用により好循環を導く

本市に適したコンパクトなまちづくりを進め、公共施設や公共交通環境をその主体も含め再整備するとともに、高齢者も暮らしやすい環境を構築します。

また、広域交通網の整備やリニア中央新幹線の間駅設置の提案に対し、国や県、周辺自治体と連携し、それらの経済波及効果を十分に受けることが出来るよう取り組みます。

第3章 土地利用構想

① 現状と課題

本市は、貴重な歴史・文化資源を有する奈良県北部の大和平野に位置し、大和川水系の佐保川、富雄川が南北に流れています。

また、JR西日本と近畿日本鉄道が南北に縦断し、西名阪自動車道や国道24号・25号などを基軸に道路網が構成され、京奈和自動車道の供用・延伸も進み、大和まほろばスマートICや郡山IC、郡山下ツ道JCTなどが供用されている広域的な交通条件に恵まれた地域です。

市域の北部は奈良市と接し、郡山城の城下町を中心とした中心市街地が広がり、南部は昭和工業団地をはじめ広域交通の利便性を生かした産業と農地が広がっています。

東部は天理市へと連続している農風景の中に、住宅や産業施設が溶け込み、西部は矢田丘陵を背景に昭和30年代後半より開発された住宅地が広がっています。

今後、着実に進む京奈和自動車道路の延伸により益々広域的な交通条件が向上するとともに、リニア中央新幹線の名古屋～大阪間の構想の具体化に向け、中間駅設置の提案も行われています。

この様に、次世代の可能性にチャレンジする、魅力的で積極的な施策を進めつつも、将来世代の負担を少なくするまちづくりに取り組むことが求められています。

② 基本理念

広域的な交通体系が整備される中、農地や山林などの自然を保全しつつ、本市を取り巻く環境の変化をその時々で的確に捉え、まちの活力を生み、持続的な発展を可能とする秩序ある土地利用を進めていきます。

また、高齢化・人口減少社会において、市民の利便性の維持・向上を図りつつ、環境負荷の少ない生活様式や地域社会を維持する財政的負担の少ないまちを目指すため、本市に適したコンパクトなまちづくりを進めていきます。

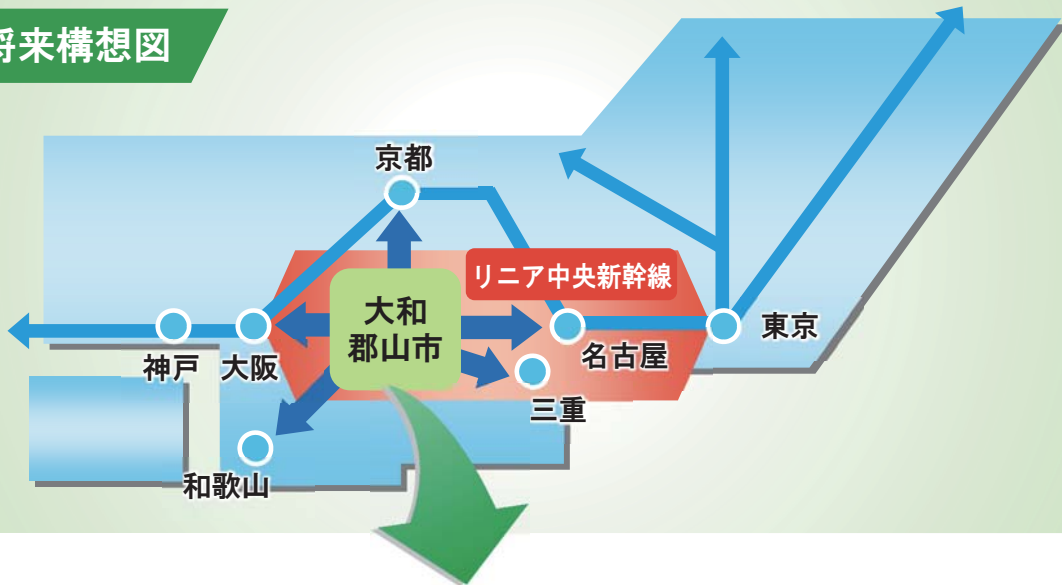
③ 取り組み方針

以上の基本理念のもと、本計画期間において、次の土地利用を積極的に推進します。

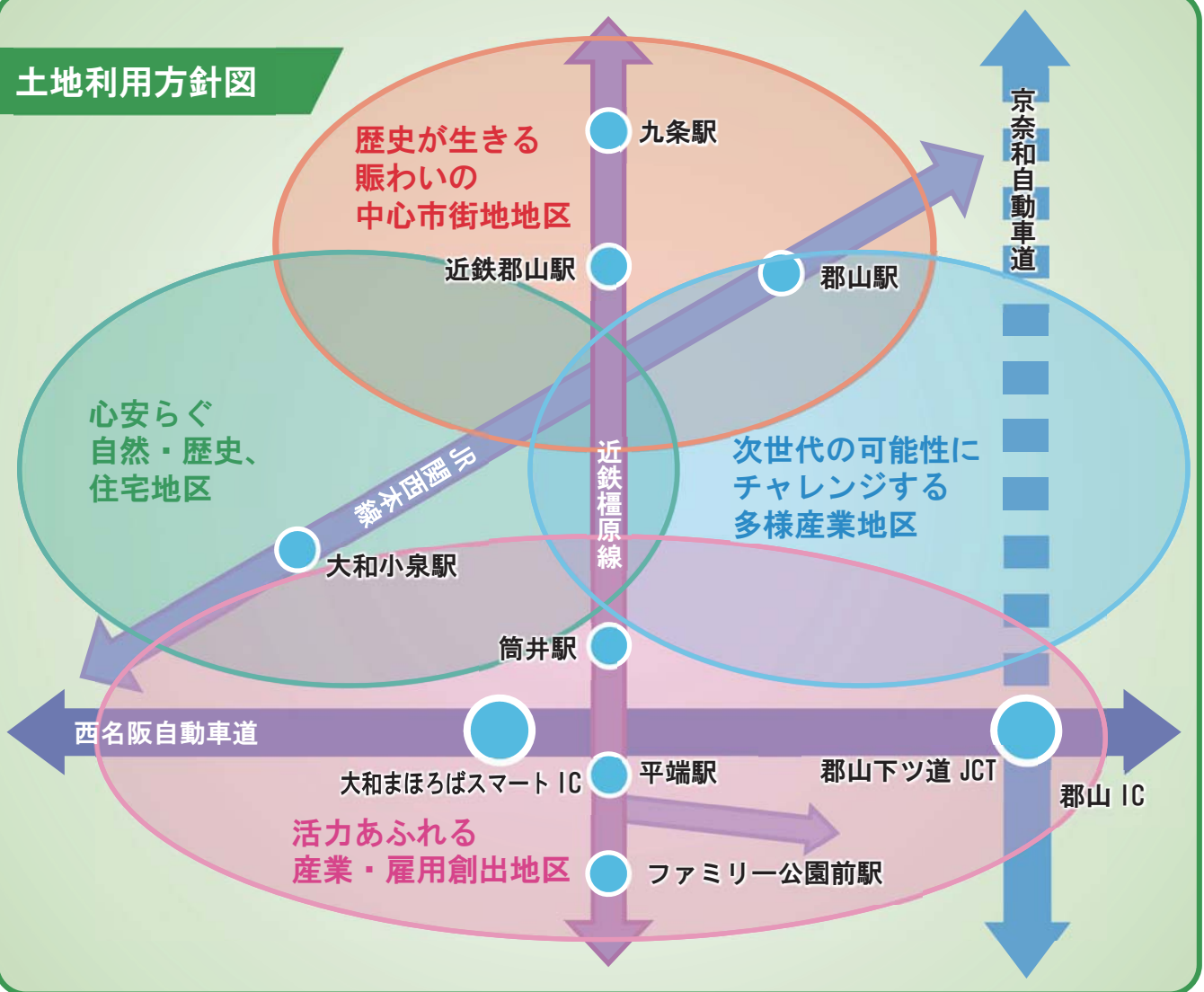
- 県や関係する鉄道会社、地元住民とともに賑わいを創造する中心市街地の再生
- 周辺自治体と連携した大和まほろば工業ゾーンの形成など、大和まほろばスマートICや郡山IC周辺の産業集積の維持・向上
- リニア中央新幹線中間駅の積極的な提案と具体化を受けた時点における適切な土地利用の検討

土地利用構想図

広域的将来構想図



土地利用方針図



第4章 施策の体網

本市の将来像を実現するため、戦略目標に基づく横断的な取り組みとともに、日常の市民生活を支える総合的・体系的な取り組みは、次のとおりです。

1. 協働のまち

1-1 市民参画の推進
1-2 コミュニティ活動の推進
1-3 市民サービス・窓口サービスの充実
1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立
1-5 戦略経営の推進
1-6 人材育成の強化
1-7 財政基盤の健全化
1-8 課税・徴収の強化
1-9 公正で効率的な行政の確保

2. 産業・環境

2-1 雇用就労対策・労働環境の改善
2-2 商工業の振興
2-3 観光の振興
2-4 地場産業の振興
2-5 農業の振興
2-6 生活衛生環境の維持・向上
2-7 資源循環型社会の形成

3. 子育て・教育

3-1 子育て支援体制の充実
3-2 ひとり親家庭の自立支援
3-3 乳幼児の健康づくりの充実
3-4 子どもの健康づくりの充実
3-5 学校教育の充実
3-6 幼児教育の充実
3-7 青少年の活動機会の充実
3-8 子どもの健全育成体制の充実
3-9 特別支援教育の充実
3-10 食育の推進
3-11 子どもの安全の確保

4. 安全・快適な暮らし

4-1 防災・減災の推進
4-2 消防・救急体制の充実
4-3 防犯体制の強化
4-4 水道事業の健全経営
4-5 安全な水道水の供給
4-6 安全な交通環境の整備
4-7 誇りを持てるまちなみづくり
4-8 身近な緑地の整備
4-9 魅力のある市街地づくり
4-10 快適な住環境づくり
4-11 空き家対策の推進

5. 健康・福祉・生きがいつくり

5-1 高齢者福祉の充実
5-2 介護サービスの充実
5-3 障害者福祉の充実
5-4 健康づくりの推進
5-5 医療体制の充実
5-6 保健予防の充実
5-7 国民健康保険の健全運営
5-8 介護保険の健全運営
5-9 生活支援サービスの充実
5-10 文化財の保護・継承
5-11 芸術文化活動の促進
5-12 生涯学習の充実
5-13 図書館サービスの充実
5-14 生涯スポーツの振興
5-15 人権文化の啓発
5-16 人権意識向上の場の充実

小学生からの将来像の提案 「未来のやまとこおりやま」

郡山南小学校 (3年生)



郡山南小学校（4年生）



郡山南小学校（4年生）



郡山北小学校



郡山西小学校



郡山西小学校



郡山西小学校



矢田小学校



筒井小学校



平和小学校



治道小学校



昭和小学校



片桐小学校



片桐西小学校



矢田南小学校



第3編 基本計画

第1章

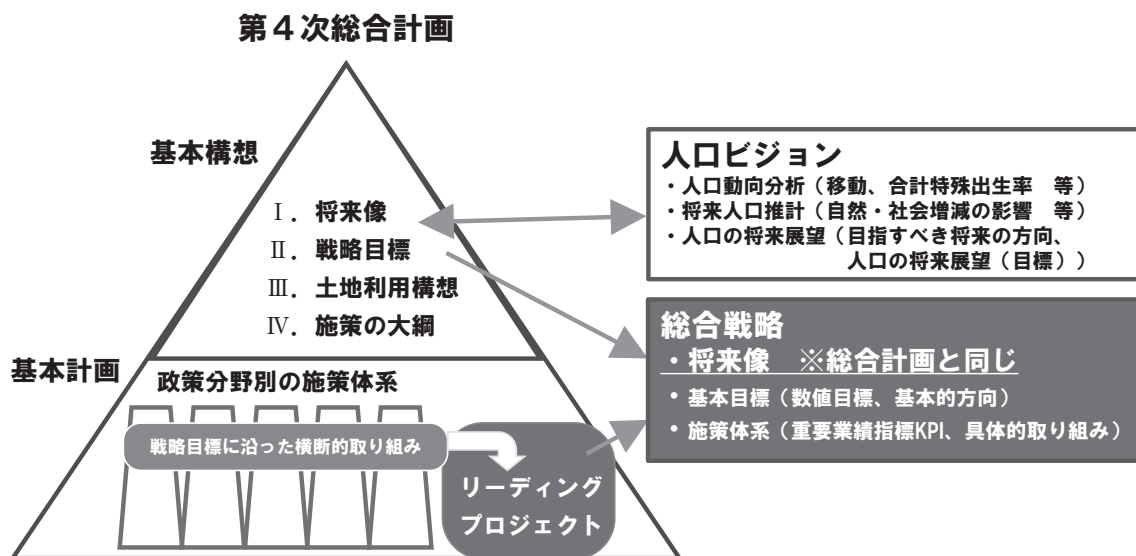
リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの位置づけ

大和郡山市第4次総合計画では、基本構想に示される「戦略目標」を受け、分野別の施策展開にとらわれることなく、重点的な取り組みをまとめたリーディングプロジェクトを設定します。

このリーディングプロジェクトは、本市の限られた地域資源を効率的・効果的に活用できるよう、“大和郡山市 まち・ひと・しごと創生総合戦略”と一体的に策定されており、地方創生に関する施策展開と一貫性を保ち、取り組むものです。



大和郡山市第4次総合計画と人口ビジョン及び総合戦略との関係性

2. リーディングプロジェクト

戦略目標1 既存事業者の経営安定化と新規起業チャレンジ等により雇用を創出する

市内の各種産業の既存事業の経営安定化や、新たな商品開発や事業分野への展開を支援するとともに、中心市街地などにおいて新たに事業を起こす起業家のチャレンジや、若い世代が魅力的に感じる業種の起業の支援を行います。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

- プロジェクト 1.1 企業の経営安定支援
- プロジェクト 1.2 新たな産業振興と起業の活性化
- プロジェクト 1.3 雇用を生み出す農業の確立

■数値目標

指 標	現状値	目標値
市内従業者数	平成 26 年 37,742 人	平成 31 年 38,500 人

戦略目標2 職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす

昭和工業団地をはじめ、市内事業所の従業員の市内居住を進めるとともに、二世帯や三世帯居住の推進、家族・親子の近居の推進、さらには様々な世代に対応できる環境の充実、まちのブランドイメージの向上により、転出抑制、転入増加を目指します。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 2.1 住宅ストックを活用した定住促進

プロジェクト 2.2 商業の活性化

プロジェクト 2.3 地域ブランドの向上

■数値目標

指 標	現状値	目標値
社会増減数 (転入人数－転出人数)	平成 26 年 －338 人	平成 31 年 －150 人

戦略目標3 結婚・出産・子育てしたいと思われる環境を構築する

地域、家庭、企業、行政の連携と役割分担により、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組むとともに、地域の特色ある教育環境をより一層充実・展開し、子育てしたい憧れのまちを目指します。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 3.1 若い世代の経済的支援

プロジェクト 3.2 出産・子育てに関する支援

プロジェクト 3.3 教育環境の充実

■数値目標

指 標	現状値	目標値
大和郡山巽市で子どもを 生み育てたいと考えて転入 してきた市民の割合	平成 26 年 8.3%	平成 31 年 15.0%

戦略目標4 時代に合った安全・安心な地域づくりと地域資源の有効活用により好循環を導く

本市に適したコンパクトなまちづくりを進め、公共施設や公共交通環境をその主体も含め再整備するとともに、高齢者も暮らしやすい環境を構築します。

また、広域交通網の整備やリニア中央新幹線の間駅設置の提案に対し、国や県、周辺自治体と連携し、それらの経済波及効果を十分に受けることが出来るよう取り組みます。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 4.1 公共交通環境の整備・充実

プロジェクト 4.2 安全・安心なまちづくり

プロジェクト 4.3 持続可能な公共施設マネジメントの推進

■数値目標

指 標	現状値	目標値
これからも大和郡山市に住んでいたいと思う市民の割合	平成 26 年 62.7%	平成 31 年 75.0%

第2章

分野別施策

施策の大綱

本市の将来像を実現するため、戦略目標に基づく横断的な取り組みとともに、市民生活を支える分野別の体系的な取り組みは、次のとおりです。

1. 協働のまち

47

2. 産業・環境

57

3. 子育て・教育

65

4. 安全・快適な暮らし

77

5. 健康・福祉・生きがいづくり

89

1. 協働のまち

- 1-1 市民参画の推進
- 1-2 コミュニティ活動の推進
- 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実
- 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立
- 1-5 戦略経営の推進
- 1-6 人材育成の強化
- 1-7 財政基盤の健全化
- 1-8 課税・徴収の強化
- 1-9 公正で効率的な行政の確保

施策 1-1 市民参画の推進

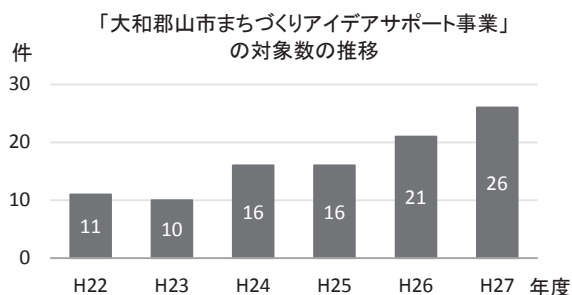
1. 現状と課題

市民との協働によるまちづくり、地域に根ざしたコミュニティづくりを推進するため、地域情報の受発信や市民グループの支援、公文書開示請求に応じた開示、投票率の向上などに取り組んでいます。今後はより効果を発揮するよう、改善していくことが求められています。

地域情報の受発信は、実態を踏まえながら、適切な情報の受発信形態を検討し、対応することが求められています。

また、まちづくりに主体的に参加・参画している市民のボランティア活動の支援の充実を図るとともに、より有効な支援方法にしていくことが求められています。

併せて、多様な意見を市政に反映させるため、若い世代の選挙参加を促すことが求められています。



2. 施策の展開方針

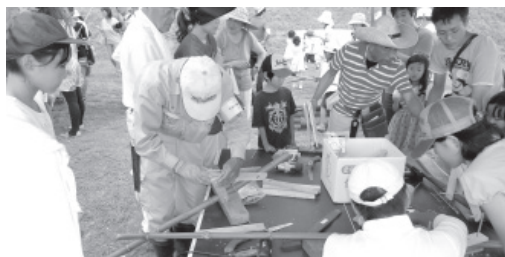
市民の情報の受発信方法が多様化しているため、市ホームページや広報紙など様々な手段を積極的に活用して、あらゆる世代に情報発信を行います。また、市から発信した情報が一方通行にならないよう、投書箱やWeb上などで市民の声を広く聴き、市政に積極的に活用することに取り組めます。

市民活動の支援は様々な手法があり、公募推進委員、学識経験者、市民グループとともに、他の自治体の様々な仕組みなどを参考に、より効果的な支援方法とはどうあるべきかなどを検討していきます。

若い世代の選挙投票への積極的な参加を促すために、同世代の立会人の推薦を依頼します。また、若い世代が候補者の情報を取得する手段として、市ホームページに選挙公報を掲載し、候補者の主張、考え、経歴などを取得できるようにします。

3. 主な取組み

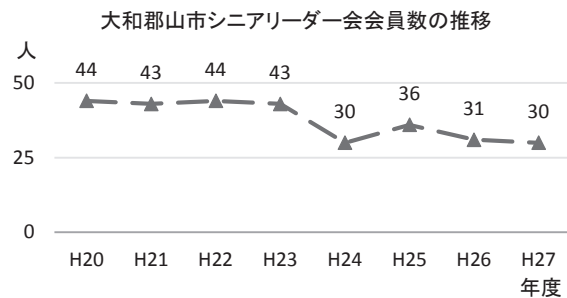
- ① 市ホームページ、広報紙などを活用し、タイムリーな情報提供を行います。
- ② 投書箱、Web上などで市民の声を広く聴きます。
- ③ 「大和郡山市まちづくりアイデアサポート事業」を活用し、市民の自主的なアイデアに基づくボランティア活動を支援します。
- ④ 市民活動の支援について、より効果的な方法を検討します。
- ⑤ 公文書開示に対応できるよう職員の公文書作成能力の向上を図ります。
- ⑥ 若い世代の立会人を増やし、若い世代の選挙参加を促すよう努めます。
- ⑦ 選挙情報を取得しやすくするため、選挙公報を市ホームページに掲載します。



施策1-2 コミュニティ活動の推進

1. 現状と課題

市民の手による地域づくり・ふるさとづくりのため、市民・自治会・市民団体などの活動支援に努めています。「親子まつり」の運営委員会や公民館の利用団体、自治会、市民グループは、市民相互の連帯感を深める役割を果たしています。今後は、単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化や少子高齢化などを背景にした、参加者・加入者の減少や固定化、高齢化といった課題に対し、地域特性や活動特性を踏まえながら、各活動の意義や魅力を周知し、参加を促していくことが求められています。



2. 施策の展開方針

自治会をはじめ、「親子まつり」のスタッフやシニアリーダーなど、地域づくり・ふるさとづくりの担い手が減少傾向にあるため、各団体の活動内容や魅力、存在意義の周知を行います。また、参加しやすい環境づくりを整えるとともに、シニアリーダーであればジュニアリーダーの段階から研修会などの参加を積極的に促すなど、興味を持つ機会と参加しやすさの向上を図ります。

各団体への参加を促進するとともに、自治会や団体同士の連携や合併など各地区の実態に合った運営組織の形成を支援します。そして、各団体の活動においては活動内容や活動範囲を市民が主体となって見直す支援を行い、これまで以上に多様な世代が参加でき、市内全体が活性化するよう取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 自治連合会とともに自治会の活動内容や必要性を記載した「自治会運営マニュアル」を作成します。
- ② シニアリーダーの意義や活動について積極的に周知します。
- ③ ジュニアリーダーの研修会などへの積極的な参加を促します。
- ④ 「親子まつり」のスタッフが気軽に参加できるよう環境を整備します。
- ⑤ 公民館において、子どものクラブ活動の利用促進や若い世代の参加を促す事業や講習を行います。
- ⑥ 公民館において、シニア世代と子ども世代が関わる講座を行います。
- ⑦ 自治会同士の連携や合併など、地区の実態にあった運営が行えるよう支援します。
- ⑧ 自治連合会を通じ自治会同士の学習や交流を促します。
- ⑨ 行事や大会の開催時期の見直しやPRを積極的に行います。

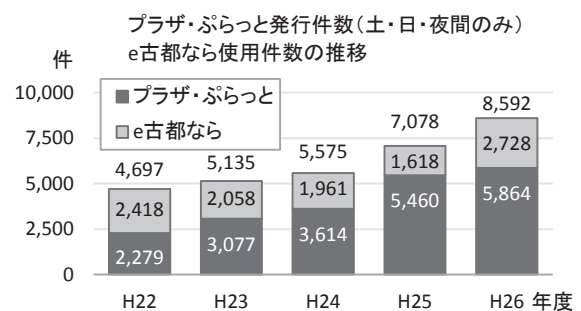
施策 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実

1. 現状と課題

市役所窓口の対応とともに、土日及び夜間に対応する施設を商業施設内に開設し、戸籍・住民票の発行、各種納税業務などを行い、利便性の向上に努めています。また、奈良電子自治体共同運営システム（e 古都なら）を利用し、総合公園施設の空き情報検索や予約、上水道の開閉栓の予約が行えるよう運営しています。

土日及び夜間に対応する施設（「元気城下町プラザ」、「元気城下町ぷらっと」）は開設以来利用者数を伸ばしておりますが、本庁・各支所での問合せで初めて存在を知る方もいるため、さらに周知を図っていく必要があります。

また、業務の効率化による経費の削減、災害時の業務継続性とセキュリティの向上を図るため、業務システムを再構築し、クラウド利用を行っています。今後、窓口業務に使用する多くのシステムの変更に伴い、職員にはシステムを正確かつ効率的に使用する対応が求められます。



2. 施策の展開方針

「元気城下町プラザ」、「元気城下町ぷらっと」をより多くの方に利用していただくため、市ホームページや広報紙への掲載、ポスター・チラシの配布など、周知を図ります。

マイナンバーをはじめとする新しい制度の導入や各種法改正などにおいて市民の利便性を低下させないように円滑な対応を行います。

各種行政サービスの電子化については、利用実態やニーズ調査を行った上で拡大し、市民サービスの向上に努めます。個人情報漏えいに対して市民が安心できるよう職員の研修方法や仕組みを整備し、管理を徹底するよう努めます。

3. 主な取組み

- ① 土日及び夜間に対応する施設について、市ホームページや広報紙への掲載、ポスター・チラシの配布、各窓口における啓発など、更なる周知徹底を図ります。
- ② 「元気城下町プラザ」、「元気城下町ぷらっと」において市内のイベントや観光情報の発信を行います。
- ③ 制度改正に迅速に対応するため、職員研修や市民への周知を徹底します。
- ④ マイナンバー制度や新しい制度及び情報漏えい防止策の広報に努めます。
- ⑤ 行政サービスの電子化について、利用実態やニーズの調査を行い、利用拡大を図ります。
- ⑥ 費用対効果を踏まえ業務を円滑に進めるため機器、設備の整備を行います。
- ⑦ 業務の効率化による経費の削減、災害時の業務継続性とセキュリティの向上を図るため、業務システムの一層のクラウド化を進めます。

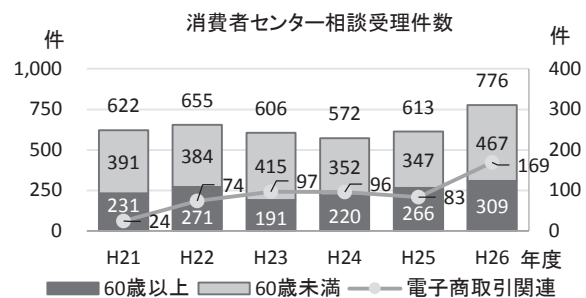
施策 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立

1. 現状と課題

市民相談窓口では、市民相談（近隣トラブルや家庭内のトラブルなど）、DVをはじめとする女性相談や人権相談、消費生活相談（消費者と事業者間の契約トラブルなど）を各々専門の相談員が担当しています。また、法的な問題については弁護士による無料法律相談を開催していますが、様々な相談に適切に対応するため相談体制の充実が望まれます。

また、消費者被害は巧妙化・悪質化し、若年者、高齢者、障害者などの社会的弱者がターゲットとされる消費者被害に加え、近年インターネットに関わる消費者トラブルが増加し、誰もが簡単に巻き込まれ、被害回復が困難となっています。消費者センターでは、消費者啓発講座「くらしの知っつく教室」、出前講座「くらしの懇談会」を開催し、悪質商法の手口やトラブルの対処方法などの情報を提供することにより消費者被害の未然防止に努めています。

社会的弱者の中には、気づきがないために繰り返し被害にあう方が多くおられます。周りの人々の気づきをうながし、見守る体制、地域のネットワークづくりが必要です。



2. 施策の展開方針

時代の変化とともに市民からの相談はますます多様化・複雑化することが予想されます。時代に即した相談内容に適切に対応できるよう相談員の資質の向上に努めます。また複雑な問題を抱える市民にもきめ細やかな対応ができるよう、庁内各課及び関係機関とのネットワークづくりを推進します。

消費者センターでは必要に応じて助言やあっせんを行い、被害情報を速やかに PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）へ登録し、被害の拡大防止に取り組むとともに、日々変容する消費者問題に迅速かつ的確に対応できるよう情報収集に努めます。

また、市民一人ひとりの正しい消費行動により、公正で安心・安全な市民生活が実現できるように、消費者教育・消費者啓発講座を開催するとともに、地域との連携を図ることにより消費者被害の未然防止に努めます。

3. 主な取組み

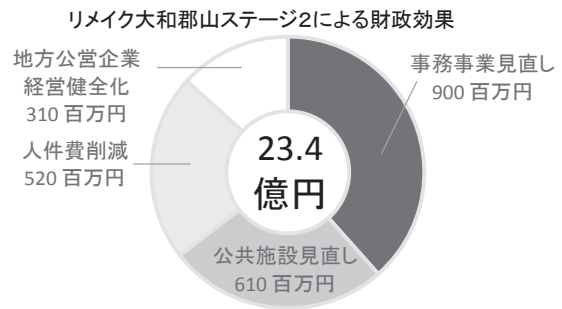
- ① 相談員の研修の機会を確保し、相談体制の充実を図り、市民が相談しやすく頼りになる相談窓口を目指します。
- ② 幅広い相談に対応できるよう、庁内各課及び関係機関と連携・協力を図ります。特に、多重債務やDVなどの問題には、相談者の生活再建に向け関係機関と緊密な連携を図り対応します。
- ③ 国や県から提供される消費者被害や事故、消費生活上必要な情報などを広報紙や市ホームページなどで周知を徹底します。
- ④ 幅広い層に向けた出前教室や啓発活動を積極的に行い、自立した消費者を育成します。
- ⑤ 社会的弱者を消費者被害から見守る地域住民や福祉関係者などとのネットワークづくりに取り組みます。

施策 1-5 戦略経営の推進

1. 現状と課題

行財政改革として集中改革プラン「リメイク大和郡山」を平成 18 年度から進めています。公共施設にかかる見直しとして指定管理者制度の導入や譲渡・売却を進め、財政的な効果とともに提供サービスの充実を図っています。また、消防組織体制の強化や様々なスケールメリットを実現するため、平成 26 年 4 月から県内 37 市町村により「奈良県広域消防組合」が設立され、本市も加入しています。

集中改革プランに加え、地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「大和郡山市人口ビジョン」及び「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、施策を展開していく必要があります。



2. 施策の展開方針

平成 18 年度から始まった集中改革プラン「リメイク大和郡山」において、行政経営のスリム化が進んだ次の段階として、削減以外の成果の充実を図る必要があります。行政サービスを着実に提供していくため、更なる行財政改革を柔軟かつ果敢に推進できるよう検証に取り組みます。

施設サービスのより一層の充実に資する観点から、指定管理者の施設運営などの評価を充実する必要があります。事業者、学識経験者とともに、評価手法の研究に取り組みます。

人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、市民、産官学金労言の各関係者とともに、総合計画を頂点とした各施策の立案、PDCA サイクルの構築を行い、地域資源を掘り起こし活用できるような地域社会を形成し、市民がふるさとに誇りを持つことを地方創生の第一歩とします。

3. 主な取組み

- ① 「リメイク大和郡山 ステージ3」に主体性を持って取り組み、必要かつ持続可能な行政サービスを着実に提供していくため、更なる行財政改革を柔軟かつ果敢に推進できるように検証します。
- ② 総合計画を頂点として各施策の立案、PDCA サイクルの構築を行い、地域資源を掘り起こし活用できるような地域社会を形成し、市民がふるさとに誇りを持つよう取り組みます。
- ③ リニア中央新幹線中間駅設置の提案に関して、市民と一体となって取り組み、市を中心とした広域的なエリアの活性化を目指します。
- ④ 指定管理者による施設サービスに対する評価の客観性、公平性を高めるため、評価の手法について研究を進めます。
- ⑤ 広域行政の役割分担の整理や効率的な行政経営などの研究を進めます。

施策1-6 人材育成の強化

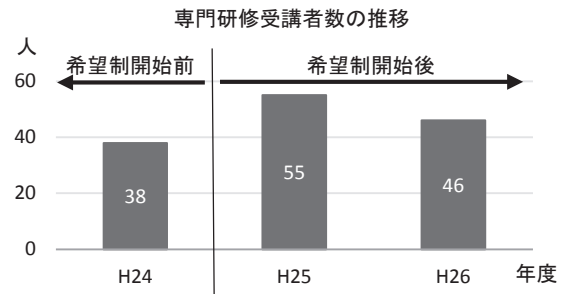
1. 現状と課題

住民福祉の向上には、常に市民の考えを意識しながら、政策を立案し実施していく職員力が重要であり、市政の目標を着実に達成するため受講者指名制から希望制に変更するなど実務に即した重点的な研修を実施し、職員一人ひとりの能力の強化を図りながら即戦力の人材育成に努めています。

また、採用においては、人物重視による採用試験を実施し、有為の人材確保に努めてきました。

さらに、職員のメンタルヘルス対策として、管理監督する立場の職員が疾患を早期発見するスキルを取得するための研修を実施し、臨床心理士によるカウンセリングなどの体制を整え、職員一人ひとりが安心して日々の業務に積極的に取り組むことができる職場作りに努めています。

住民ニーズの高度化・複雑化に伴い、今後どのように職員を育成していくのかを明確に把握し、研修体系の整備・充実化や人事評価制度の活用など職員力の総合的な増進を図ることが求められています。



2. 施策の展開方針

専門知識やノウハウを備えた職員の育成を図るため、実務能力の向上に資するものを中心に、幅広い研修を実施します。また、より柔軟な考え方を身につけた創造力豊かな職員を育成するため、民間企業に協力いただき、企業への派遣研修を実施します。

さらに、面接試験を多用した人物重視の採用試験を実施し、有為の人材確保を図るとともに、人事評価制度を導入することにより、職員の士気の高揚と実務能力の向上に努め、事務事業の効率化を図ります。

事務の高度化・複雑化に伴うストレスや、職場の人間関係などを原因とする職員の心の病への対策として、外部講師によるメンタルヘルス研修を実施し、疾患への予防を図るとともに、心身の異変を感じた職員への受け皿として、臨床心理士によるカウンセリング並びに人事担当職員による相談体制を整備し、職員が健全な精神を維持して業務に邁進できるよう配慮します。

3. 主な取組み

- ① 実務研修と短期派遣研修などとともに、研修センターが提供する研修を積極的に活用し、各種研修を実施します。
- ② 面接試験を多用した人物重視の採用試験を実施し、有為の人材確保を図ります。
- ③ 人事評価制度を導入し、職員一人ひとりの資質や能力の適切な把握に努め、その結果を職員研修や自己研鑽に反映させるとともに、職員の意欲の高揚と実務能力の向上を図ります。
- ④ メンタルヘルス研修を継続的に実施し、心の病の早期発見を図るとともに、カウンセリングなどの相談体制を充実させます。

施策 1-7 財政基盤の健全化

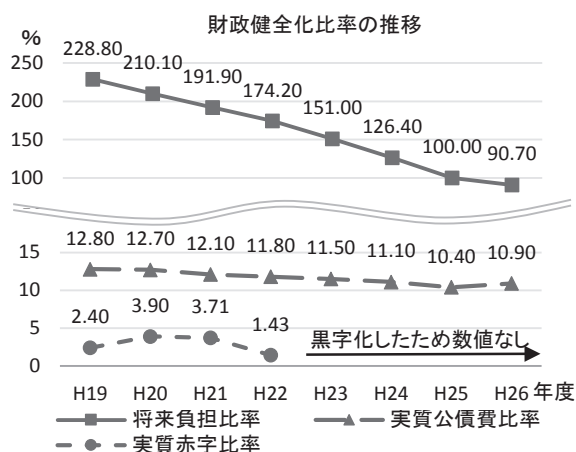
1. 現状と課題

財政基盤の健全化を図るため、適切な予算措置及び執行を第一の前提として、普通会計実質収支の黒字確保と財政健全化判断比率の改善に努めています。

投資的経費については、通常の国庫補助などの活用以外に、国の施策に応じた交付金の確保などで積極的に予算措置及び執行を行い、公債費負担については、県の市町村財政健全化支援事業などを積極的に活用して地方債の繰上償還や低利借り換えを行いました。その結果、普通会計実質収支や財政健全化判断比率について、緩やかではあるものの、好転しています。

今後は、市税収入の増加が期待できない中で、土地開発公社の解散に伴い発行した第三セクター等改革推進債の償還及び増大する社会保障経費に対応する必要があります。

また、維持更新に多額の投資が必要になる公共施設について、管理運営の効率化、老朽化への対応、利活用の途などをあらゆる角度から、多面的かつ将来を見据えて検討する必要があります。



2. 施策の展開方針

市税収入が減少し、社会保障経費が増大する現状において必要な事業を執行しつつ、財政基盤の健全化を図るためには、各担当課と連携を密にして、より効率的・効果的な事業進捗が行えるよう、予算編成に努める必要があります。

そのため、「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、今後、整備や策定を行っていく公会計制度、「公共施設等総合管理計画」、「立地適正化計画」を踏まえ、予算編成に取り組みます。

また、公共施設マネジメントについては、地元住民や有識者などの意見も必要に応じて取り入れ、全庁的な共通理解と総合的な判断のもとで実施します。

3. 主な取組み

- ① 清掃センター改修、衛生センター改修、中央公民館耐震改修などが順調に進むよう、担当課と連携し、有利な財源を模索しながら予算編成に努めます。
- ② 市庁舎は老朽化が進み、耐震補強も難しい状況であることから、建て替えについて様々な角度から検討を進めます。
- ③ できる限り基金を積み立て、後年度に備えるよう努めます。
- ④ 事業別・施設別など横断的な分析を行い予算編成に活用します。
- ⑤ まちづくりの将来像と照らし合わせながら、総合的な判断のもとで、公共施設マネジメントを実施します。

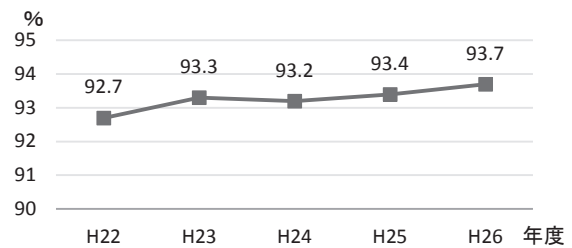
施策 1-8 課税・徴収の強化

1. 現状と課題

安定した財源の確保のため、収納率をさらに改善し収入強化に努めています。

年に5回催告書の送付を行うとともに、納付期限に合わせて夜間窓口を開設しています。また、平成24年からは個人住民税について、奈良県と協力して徴収しています。滞納処分としては、交付要求や差押を継続して行っていますが、今後はさらに財産調査を強化し、早期に滞納整理に着手し、滞納者や滞納者予備軍を作らないようにしていくとともに、納税者の納付利便性向上に取り組む必要があります。

収納率の推移



2. 施策の展開方針

収納率を更に改善し、収入強化を図っていくため、現在も個人住民税の滞納に関し、奈良県と協力して徴収にあたっていますが、今後も協力を密にし、徴収・滞納整理体制の強化に取り組み、滞納処分の強化に努めます。

また、納税者の納税方法や納税場所など納税に関する利便性について、納税者が少しでも納付しやすいよう、環境整備を進めます。

3. 主な取組み

- ① 納税環境を整備します。
- ② 滞納処分を強化します。
- ③ 個人住民税の特別徴収実施を推進します。

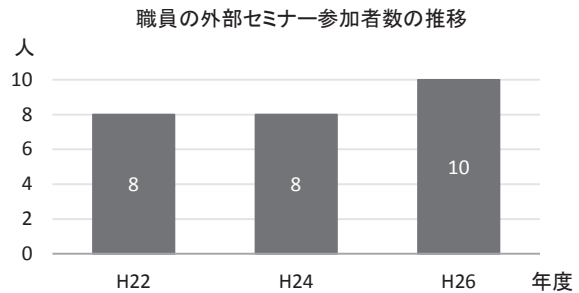


施策 1-9 公正で効率的な行政の確保

1. 現状と課題

行政の適法性、効率性、妥当性の確保のため、さまざまな制度改革に対応しながら継続して適正な監査を実施できるよう、職員の資質向上を図っていく必要があります。そのため、実務的な外部セミナーに積極的に参加するほか、他市との情報交換などを通じて監査機能の充実に努めています。

また、着眼点の拡大や手法の改善などにより、監査の実効性を高めるとともに、円滑に監査事務を遂行できるよう合理化・効率化を進め、実施頻度と内容の充実に努めていく必要があります。



2. 施策の展開方針

監査の目的は、単に不正や違背の摘発ではなく、公正で合理的かつ効率的な行政の確保にあるということを念頭に監査業務に取り組む必要があります。

そのために、職員の資質向上が重要であり、実務的な外部セミナーに積極的に参加するほか、他市との情報交換などを通じてスキルアップに取り組み監査機能の充実に努めます。

3. 主な取組み

- ① 実務的な外部セミナーなどへ積極的に参加します。
- ② 他市との情報交換などを行います。

2. 産業・環境

- 2-1 雇用就労対策・労働環境の改善
- 2-2 商工業の振興
- 2-3 観光の振興
- 2-4 地場産業の振興
- 2-5 農業の振興
- 2-6 生活衛生環境の維持・向上
- 2-7 資源循環型社会の形成

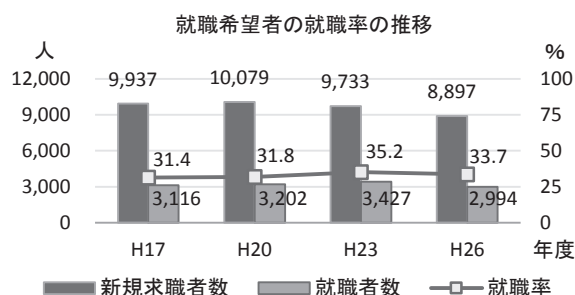
施策 2-1 雇用就労対策・労働環境の改善

1. 現状と課題

市内の就労者及び就労希望者が就業機会を得て、生活の安定をさせるとともに仕事と生活の調和を図り、充実した生活を営むため、就労環境の整備や就労機会の創出・周知、就労状況の把握を行っています。

関係機関の職業訓練やセミナーなどの情報を広報紙や公共施設のポスター掲示などを通して周知しています。

また、「大和郡山市工場等設置奨励条例」を平成 25 年 9 月に制定し、雇用促進奨励金など雇用機会の創出支援を行っています。直接就業斡旋を行っているわけではないため、ハローワークやポリテクセンター奈良（奈良職業能力開発促進センター）と連携し、より広く情報を周知するとともに、女性や子育て世帯が働きやすい環境づくりを進める必要があります。



2. 施策の展開方針

社会環境の変化に適合するため、女性が働きやすい職場環境となるように設備面や制度面の改善を進める支援などを検討します。

新規採用にあたっては、学生（高校生、専門学校生を含む）に地元企業を知ってもらうような情報発信の手法を検討し、地元企業のイメージアップやブランド化を図るよう取り組みます。

また、UIJ ターンの取り組みにも積極的に参画し、高度な専門知識や技術を持った人の中途採用への仕組みづくりを積極的に支援します。



3. 主な取組み

- ① 男女とも働きやすい職場とするため、設備面、制度面の環境整備が進むように支援します。
- ② 地元企業の情報発信を行い、イメージアップ、ブランド化を目指します。
- ③ 事業所の保育ニーズを把握し、事業所内託児所、病後保育を含めた環境整備のあり方を検討します。
- ④ 技術や経験を有した転職希望者を市内事業所が採用できる仕組みづくりを支援します。
- ⑤ ハローワークやポリテクセンター奈良と連携し、就職のための必要な情報提供を行います。

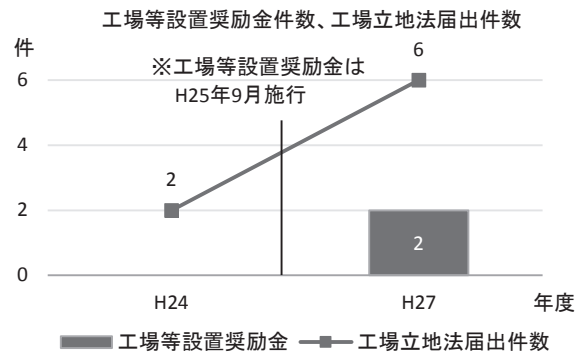
施策2-2 商工業の振興

1. 現状と課題

市内の経済活動の活性化のため、「大和郡山市工場等設置奨励条例」を制定し、市内の工場新設、増設、移転に対し工場設置奨励金と雇用促進奨励金を交付するほか、「大和な雛まつり」やショッピングセンターでの「大和郡山フェア」など商業振興に取り組んでいます。また、商店街活動の支援や「大和郡山市中小企業融資保証制度」など市内での事業が行いやすい環境づくりを進めています。

昭和工業団地の活性化に向けたまちづくりを奈良県と市の包括協定へ追加し、昭和工業団地協議会も含めた三者による連携協定も締結しました。

今後は商工会などと連携し事業者のネットワークづくりを進めるとともに、商店街の空き店舗の再生や市内事業者の事業継続性の向上の支援を進めます。



2. 施策の展開方針

商業については、商工会と連携して、仲間づくり情報の共有化を行い、若い世代を取り込むことを視野に入れ、ネットワークづくりを支援します。また、商店街の空き店舗の再生への取り組みを検討することや魅力ある店づくり、特色ある店づくりを促進します。

工業については、既存の事業者が事業を継続して行えるよう、経営の安定化を図るための取り組みを検討します。また、奈良県と連携して、工業用地の確保を踏まえた検討を進めます。

3. 主な取組み

- ① 既存の事業者やこれから商業をはじめめる人のネットワークづくりを進め、若い世代を取り込んでの仲間づくりや情報の共有化を図ります。
- ② 商店街の空き店舗の再生を促し、魅力ある店づくり、特色ある店づくりを進める支援の仕組みづくりを検討します。
- ③ 工業団地全体の人材確保や就労、雇用環境の一層の向上を目指します。
- ④ 奈良県と用地情報などを共有し、工業用地の確保を模索します。



施策 2-3 観光の振興

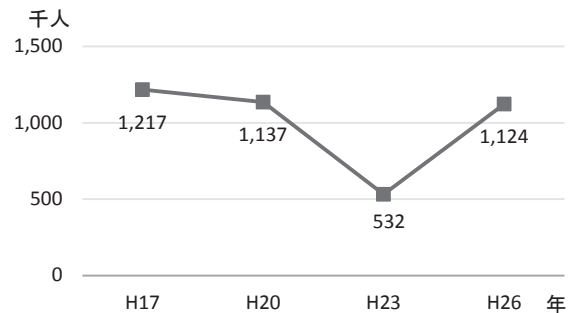
1. 現状と課題

観光振興による地域の活性化のため、箱本十三町観光案内所を開設するとともに旧市街地マップの作成・配布、並びに町名看板の設置、観光ボランティアによるガイドなどを行っています。

金魚すくい選手権大会を通し、「金魚」と「金魚すくいのまち」として大和郡山市の認知度は高まりつつありますが、観光に結びつけるためには更なる取り組みが求められます。

既存の取り組みの充実とともに新たな観光資源の開発や滞在時間の延長などが必要になります。

観光客数の推移



2. 施策の展開方針

近年、情報の広がりもあり、まち歩きの方が増えてきています。また、市民グループ主体のイベントも増えてきました。今後も一層、豊かな歴史・観光資源特色を活かし、「金魚すくいのまち」「城下町」としてのわがまちならではの空間創出や、市内外に対する様々な広報媒体によるPRを強化し、観光振興に努めます。市民の中に、ふるさとへの誇りと愛着を醸成することで、地域の活性化につなげていきます。

また、市民グループや商業施設と連携し地域性をいかしたイベントや商品づくりなど、大和郡山ブランドの確立に努めます。

インバウンド需要に応えることで、更なる観光客の増加を図ります。

情報発信の拠点・媒体・方法について体系化し、効果的な発信に努めます。

3. 主な取組み

- ① 案内看板の設置・市民ボランティアとの連携を進めます。
- ② 観光案内所の開設・箱本館「紺屋」、箱本物語館の運営を行います。
- ③ 県や観光機関と連携し、情報発信・マスコミへの積極的な働きかけを行います。
- ④ SNS などを利用し、効果的な発信に努めます。また、情報発信拠点・媒体・方法について体系化を図ります。
- ⑤ 観光客の受入れ施設などの整備を進めます。
- ⑥ 城下町・金魚のまち・語り部の里としての魅力を発信します。
- ⑦ 地域性を活かした商品づくりに取り組みます。

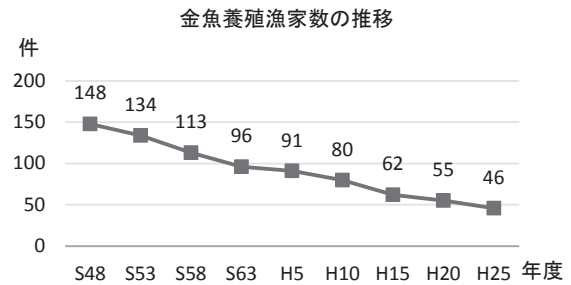


施策2-4 地場産業の振興

1. 現状と課題

本市における金魚養殖は、歴史ある、地域にとっての重要な地場産業です。しかし、金魚養殖漁家の高齢化や後継者不足、金魚需要の減少など金魚産業界を取り巻く環境は厳しく、金魚養殖漁家数は減少傾向にあり、金魚養殖の衰退が懸念されます。

金魚の販売数量増大による養殖漁家の経営の安定を図り、伝統ある金魚産業の活性化に資するため、奈良県郡山金魚漁業協同組合が主体となって行う事業（品評会、養殖コンクール、金魚サミット、全国豊かな海づくり大会などのイベントにおける高級金魚の展示・PR、市内の小学生を養魚場に招いて金魚養殖について説明する体験学習、金魚などの輸出に必要な情報収集、疾病検査などの実施による輸出促進への取り組みなど）に対する支援を行いました。



2. 施策の展開方針

金魚産業を取り巻く、高齢化、後継者不足、金魚需要の減少などの課題に対し、奈良県郡山金魚漁業協同組合や奈良県などの関係機関と連携しながら、県内外のイベントを通じて大和郡山市の金魚の魅力をPRし、金魚品評会や養殖コンクールの実施による生産技術の取得、後継者育成などの取り組みを支援することで金魚産業の振興を図ります。

また、金魚の歴史や飼い方をはじめ、金魚に関するあらゆる知識を有した「金魚マイスター」を養成する金魚マイスター養成塾を開講することで、金魚を飼う文化を復活させ、内外に広めることで金魚需要の拡大を図ります。

3. 主な取り組み

- ① 奈良県、関係市町村などと連携し、県内外で実施されるイベントなどを通じて金魚の魅力をPRします。
- ② 金魚品評会や養殖コンクールを実施します。
- ③ 金魚品評会、養殖コンクールを通じた生産技術の取得、後継者育成などの取り組みへの支援を行うことで金魚産業の振興と活性化を図ります。
- ④ 金魚マイスター養成塾を開講し、金魚を飼う文化を内外に広めていくことにより、金魚需要の拡大を図ります。



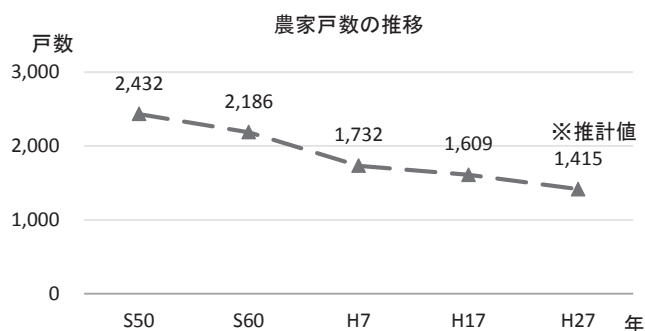
施策 2-5 農業の振興

1. 現状と課題

農業においては、後継者不足が深刻で、農家数は減少傾向にあります。今後は耕作放棄地が一気に増加する恐れがあり、農業の担い手支援や所得向上、農地の保全が必要です。

本市では、農業への定着を図るために、青年就農給付金事業において、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、最大5年間、年間150万円を給付するとともに、奈良県や大和郡山市農業委員会とも協力し、農業経営に対するアドバイスや優良な農地の確保、地域の農業者との橋渡しを行っています。

青年就農給付金事業において、給付を行った3名の新規就農者は、耕作放棄地の解消、若手農業者が集まる4Hクラブに所属し、農業体験学習の開催や地域のイベントでの農産物販売などに取り組みされており、地域農業再生の一翼を担っています。



2. 施策の展開方針

新規就農者の確保については、奈良県、大和郡山市農業委員会とともに、新規就農者の農業定着の支援に取り組みます。

農地集約・集積については、奈良県、(公財)なら担い手・農地サポートセンター、大和郡山市農業委員会とともに、高齢農業者、農地の相続人など農業をリタイアする者が農地の出し手となることを推進し、耕作放棄地化を防ぎ、担い手への農地の集積に取り組みます。

主食用水稲からの転作については、近畿農政局奈良支局、奈良県、奈良県農業協同組合、大和郡山市地域農業再生協議会とともに、需要に応じた作物の栽培・販売の推進に取り組みます。

農業者団体の支援については、奈良県、奈良県農業協同組合、大和郡山市農業委員会とともに、各種農業者団体の農業振興の取り組みの支援を進めます。

3. 主な取組み

- ① 新規就農者の農業定着を図るため、技術的支援などを行います。
- ② 高齢農業者、農地の相続人など農業をリタイアする者が農地の出し手となることを推進し、耕作放棄地化を防ぎ、担い手に農地の集積を進めます。
- ③ 需要に応じた作物の栽培・販売を推進します。
- ④ 各種農業者団体による農業振興の取り組み(品評会など)を支援し、地場農産物のPRを積極的に行います。また、関係機関と連携し、農産物のブランド化などに取り組みます。



施策2-6 生活衛生環境の維持・向上

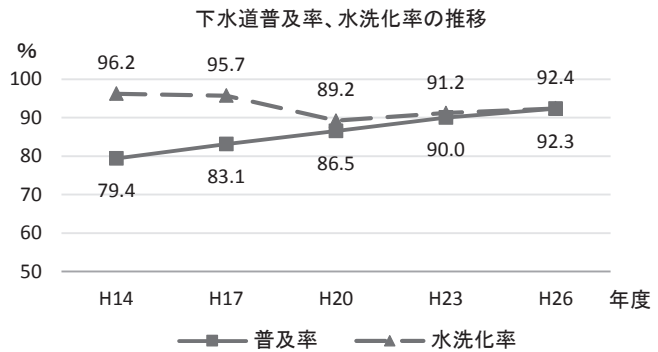
1. 現状と課題

生活環境の改善と公共水域の水質保全のため、市内に下水道を整備しています。

下水道整備に関しては、限られた事業費の中で、優先順位をつけ、年次的・計画的に実施し普及率の向上に努め、平成26年度末は92.3%となりました。

水洗化の促進については、年間を通じ普及活動に努めてきました。平成26年度末での水洗化率は92.4%となっています。

持続的に下水道サービスを提供できるよう、効率的かつ健全な下水道経営に向けて、経営状況、使用料水準などに関する情報公開を実施しています。今後も定期的に下水道使用料など下水道財源の見直しを行い、適正な使用料水準の確保に努める必要があります。



2. 施策の展開方針

下水道の整備が完了した地域については、水洗化の促進を行って一日も早く生活環境の改善を促すとともに、下水道使用料を適正に算定し、下水道経営の健全化を図ります。

また、下水道施設については、整備後40年以上経過したものもあり、長寿命化計画に沿って、順次改築工事を進め、適正な維持管理に努めます。

3. 主な取組み

- ① 戸別訪問などにより下水道の普及活動を行います。
- ② 経営状況や使用料水準などに関する情報を積極的に公開します。
- ③ 定期的に適正な使用料の算定を実施し、下水道業務内容を見直します。
- ④ 全市的な下水道施設の長寿命化計画を策定します。
- ⑤ 下水道施設の長寿命化計画に沿って順次、更新工事を進めます。



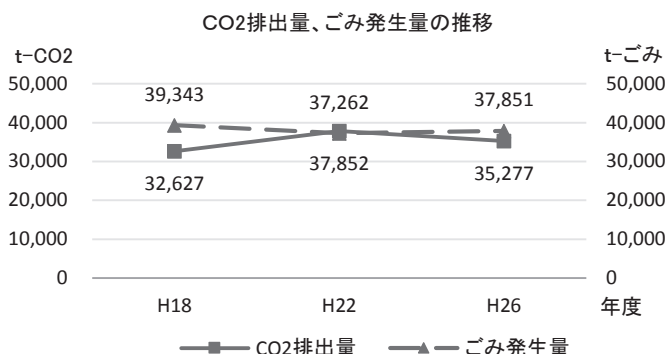
施策 2-7 資源循環型社会の形成

1. 現状と課題

環境にやさしいまちづくりの一環として、温室効果ガスの排出削減やごみの減量化、再資源化に取り組んでいます。

市庁舎、公民館などでの温室効果ガス排出量は削減が見られるものの、関西電力におけるCO₂排出係数が平成26年では基準年(平成18年)と比べると約1.54倍に増加していることから、市全体では約8%の増加となっています。

廃プラスチック類の焼却に伴う温室効果ガス排出量が大きいため、これを削減することが今後の課題となります。また、老朽化が進むごみ処理施設を適切に維持管理・整備していく必要があります。



2. 施策の展開方針

市民、事業者に対し、環境に関する様々な情報を積極的に発信し、情報の共有化に取り組めます。

市では、市の事務・事業に関し、継続的に温室効果ガスの削減に取り組むとともに、家庭用燃料電池など新エネルギーの導入促進について家庭や事業所などへ積極的な啓発活動を行います。また、公共施設の整備時などに新エネルギー・省エネルギー型の設備機器の導入に取り組めます。

ごみの減量化と再資源化が普及するよう、自治会などの団体と連携し、市民のごみに対する理解や意識の向上を図るとともに、環境にやさしい生活を実践できるよう啓発活動を行っていきます。

清掃センター(ごみ焼却施設)の延命化工事を実施し、施設の更新と排出二酸化炭素の抑制を図ります。また、平成30年度から、ごみ焼却施設の運営にPFI手法を活用した長期包括責任委託を導入し、業務監視を行うことにより、安全で安定的かつ効率的なごみ処理を継続します。

3. 主な取組み

- ① 市の事務・事業に関し、継続的に温室効果ガス削減に取り組めます。
- ② 家庭用燃料電池などの新エネルギーの導入促進について家庭や事業所などへの啓発活動に取り組めます。
- ③ 公共施設の整備時などに新エネルギー・省エネルギー型の設備機器の導入に取り組めます。
- ④ 広報紙や市ホームページを活用し、市民、事業者と環境に関する様々な情報の共有化を図るとともに環境にやさしい生活の実践の啓発を図ります。
- ⑤ 「クリーンキャンペーン」など地域清掃活動を支援し、ごみの減量化、再資源化を図ります。
- ⑥ 安全で安定的なごみ処理の継続のため清掃センターの延命化工事を行います。また、衛生センターの延命化工事も進めます。
- ⑦ 清掃センターの長期包括責任委託において、適切に運営が行われるよう、要求水準書を作成し業務監視を行います。

3. 子育て・教育

- 3-1 子育て支援体制の充実
- 3-2 ひとり親家庭の自立支援
- 3-3 乳幼児の健康づくりの充実
- 3-4 子どもの健康づくりの充実
- 3-5 学校教育の充実
- 3-6 幼児教育の充実
- 3-7 青少年の活動機会の充実
- 3-8 子どもの健全育成体制の充実
- 3-9 特別支援教育の充実
- 3-10 食育の推進
- 3-11 子どもの安全の確保

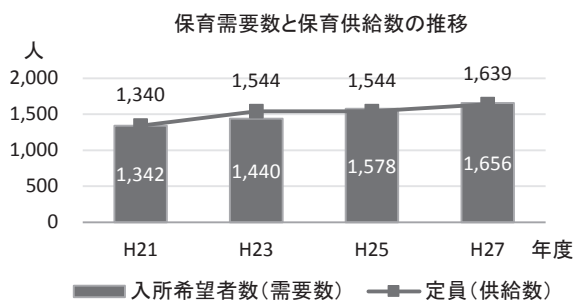
施策3-1 子育て支援体制の充実

1. 現状と課題

平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、施設を整備することにより、定員を拡大し、平成28年度には保育需要に対する施設面での供給は確保できる見込みです。しかし人材面での供給において、現在も保育士の安定した確保が課題となっています。

「親子たんどん広場」においては、遊具の設置、夏まつり、運動会、クリスマス会などを実施し、親子が気軽に集える場の提供を行い、同時に親同士の交流の場となっています。今後はさらなる利用者数向上に取り組むことが必要です。

小学生については、家庭、地域などと連携し、放課後の子どもの育成や安心して活動できる場の提供を行っています。利用者や運営の現状を踏まえ事業のあり方を検討することが求められています。



2. 施策の展開方針

待機児童の解消については、保育園の建て替えにより定員を拡大し需要量を満たす施設規模を確保するとともに、各保育施設やハローワークなどの求人機関と連携し、安定した保育士の確保に取り組みます。

また、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行もしくは新たな設置について、地域性や利用者のニーズ、設置者の意向、施設・整備などの状況を踏まえながら、適切な普及・促進を図ります。

待機児童解消後は、保育内容をより充実できるように取り組めます。

「親子たんどん広場」の利用者数向上については、さらなる周知の徹底に取り組めます。また、子育てサポーターの専門知識の向上を行い、広場の充実に取り組めます。

放課後児童健全育成事業と放課後こども教室のあり方を検討するとともに、運営に関しては、保育園・認定こども園と学校との連携について検討を行います。

3. 主な取組み

- ① 保育園の建て替えを行い、定員の増員を行います。
- ② 市ホームページ、広報紙、ハローワーク、保育士バンクなどにおいて保育士の求人活動を行い、保育士の確保に努めます。
- ③ 地域のニーズ、設置者の意向などを把握した上で、認定こども園の普及・促進を図ります。
- ④ 待機児童の解消後、保育内容をより充実させるよう取り組めます。
- ⑤ 「親子たんどん広場」について、市ホームページ、各施設での手作りポスターの掲出など周知を徹底します。
- ⑥ 「親子たんどん広場」において、子育てサポーターの専門知識の向上を図ります。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業と放課後こども教室のあり方、運営の検討などを行います。

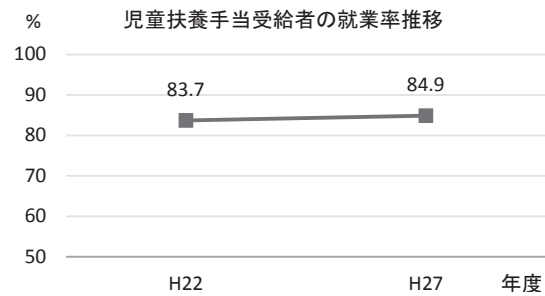
施策3-2 ひとり親家庭の自立支援

1. 現状と課題

ひとり親家庭の生活安定・自立のため、児童扶養手当受給者に対する就業指導及び教育支援の案内に努めるとともに、教育訓練の受講に対し、受講料などの一部補助を行っています。

児童扶養手当受給者の就業支援に取り組み、就業率を維持したことにより、離婚後などのひとり親家庭の生活の激変による負担を一部軽減できました。また、専門的な資格として看護師資格、介護職員初任者研修講座などの履修ができました。

今後も必要としている方への本制度の周知、就業率の向上が求められます。



2. 施策の展開方針

ひとり親家庭への教育支援件数の向上については、国、県の補助金を十分に活用し、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の積極的な広報に努め、ひとり親家庭の自立を促すよう取り組みます。

児童扶養手当受給者の就業率の向上については、ひとり親家庭の生活安定、自立支援に向けて機能の充実を図り、積極的な広報に努めます。

3. 主な取組み

- ① 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の積極的な広報を行います。
- ② ひとり親家庭の生活安定・自立支援に向けて機能の充実を図り、積極的な広報に努めます。

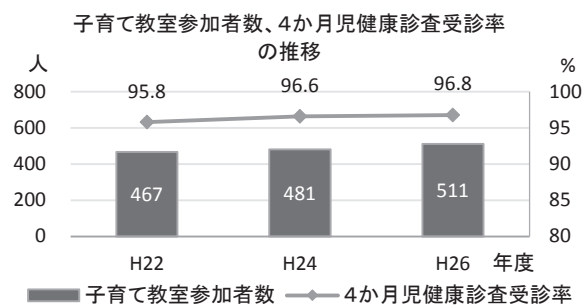
施策3-3 乳幼児の健康づくりの充実

1. 現状と課題

近年、少子化、核家族化の進行や都市化、女性の社会進出などにより、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。少子・高齢化が進む中、今後より一層子どもを健全に産み育てていくことが重要な課題となっており、子どもを育てる保護者を支援することがますます重要となっています。

本市では、助産師・保健師が生後4か月までの乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を全戸に対して行い、出産後、できるだけ早期に養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供や適切な支援を行っています。

また、安心して子育てができることを目的として、地域内や地域間の親同士が子育てについて、情報交換や悩みを相談できる「ママパプラス」「子育て教室」「子育て自主活動グループ」についても支援を行っています。併せて保育園や幼稚園とも情報交換を行い、子育てに関する地域的な支援体制を築いています。



2. 施策の展開方針

支援対象者と養育環境の早期把握を図るとともに成長に合わせた健康診査や予防接種、健康や子育てに関する相談・交流機会の確保などを実施し、子育てに関する不安の解消を図ります。

児童虐待相談件数が増加している現状を踏まえ、虐待を防ぎ、安心して子育てができるよう、妊娠期からの継続した切れ目のない支援を行うとともに、誰もが虐待の相談場所や対応がわかるように、児童虐待防止の広報・啓発活動に取り組みます。

マタニティマークの周知にも努め、地域全体で子育てを見守り、支援する環境づくりを進めます。

子どもが犯罪に巻き込まれないように、登下校やあそび場などにおいて、主任児童委員をはじめ地域住民が子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

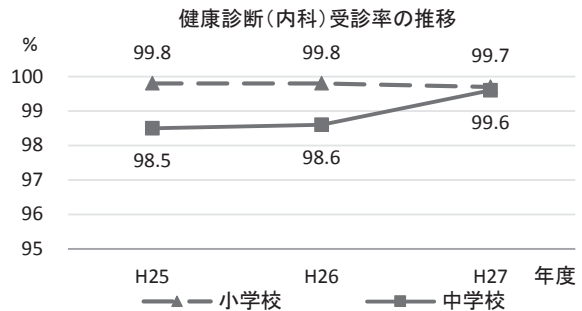
3. 主な取組み

- ① 妊娠届出書や妊婦健康診査、出生れんらくカードを通して支援対象者の把握に努めます。
- ② 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）、子どもすこやか相談などを通して早期の養育環境把握を行います。
- ③ 「ママパプラス」、「子育て教室」の実施と「子育て自主活動グループ」への参加促進に努めます。
- ④ 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。
- ⑤ 各種予防接種を行います。
- ⑥ 児童虐待防止の広報・啓発活動(オレンジリボン)に取り組みます。
- ⑦ マタニティマークの周知に努めます。
- ⑧ 登下校やあそび場での見守り体制づくりを行います。

施策3-4 子どもの健康づくりの充実

1. 現状と課題

子どもたちが学校生活をいきいきと過ごす上で、心身の健康状態を把握し、健康を保持増進することは重要です。現在の健康課題を解決するため、関係団体と子どもたちの健康についての共通理解を図り、健康診断や環境衛生検査を行っていく必要があります。また、外遊びや運動に興味を持たせることにより体力の向上についても取り組んでいくことが求められています。



2. 施策の展開方針

子どもがいきいきと毎日を過ごすためには、健康の保持増進および健康的な学習環境を確保することが必要です。

そのため、学校や関係団体と連携し、健康診断や環境検査などの実施について充実を図り、疾病に罹患している場合には早期の治療を支援することに取り組めます。

また、体力の向上に向け、外遊びや体育の授業を通じて運動に親しみ、体力向上につなげるよう取り組めます。

3. 主な取組み

- ① 学校や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と連携し、健康診断や環境衛生検査の実施について充実を図ります。
- ② 児童生徒の体力向上に向け、外遊びや体育の授業について作成された各校のプランニングシートの見直しを呼びかけます。また、成果のあった取り組みは定着するよう努めます。



施策 3-5 学校教育の充実

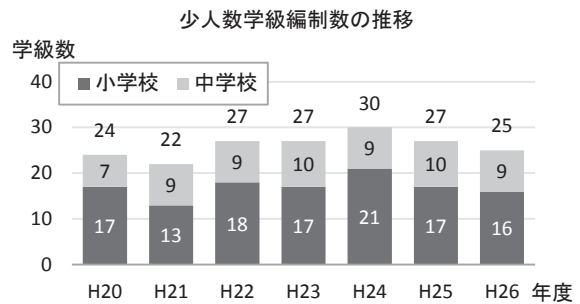
1. 現状と課題

質の高い教育を受ける環境を整え、きめ細やかな教育を推進することを目的に、小学校及び中学校において少人数学級編制の実施を進めています。

少人数学級編制により、個別指導がしやすくなり、基礎・基本の定着が図れることや、個々の興味関心や課題、習熟度に応じた指導ができ、きめ細やかな教育を推進することができます。この取り組みにより一定の成果が出ていることから、いかに継続するかが課題となっています。

また、全ての小・中学校への ALT の派遣により、聞く力、発音が良くなり、学校生活の中で自然に ALT に声をかける場面も見受けられるようになってきています。さらに、幅広い人材の派遣のため、社会人や地域人材の発掘と教育現場でのニーズの汲み取りなどのマッチングが課題となっています。

その他に、市内の小・中学校は、建築後 30 年以上経過している建物ばかりで、毎年各種修繕や改修を実施しており、多額の修繕費や改修費が課題となっています。



2. 施策の展開方針

子どもたちや地域などの実態を十分に踏まえ、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、1人ひとりの個性を活かすための指導方法の工夫改善を図ります。県や教員、様々な技術や経験をもった市民などのマンパワーを活用して、知徳体の調和のとれた子どもの育成に取り組みます。

また、幼小中の密な連携により『確かな学力を培う』、『豊かな人間性をはぐくむ』、『たくましい心身を育てる』ことを指導の重点として推し進め、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を図ります。

そして、災害発生時の児童生徒の安全確保と被災時の避難所としての地域防災機能強化の観点からも、老朽化した学校施設の老朽化対策に計画的かつ効率的に取り組み、児童生徒の安心・安全な教育環境づくりに努めるとともに、災害時における避難住民の安全を確保するよう取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 少人数学級編制の実施のための教員配置に努めます。
- ② ALT による学習指導により外国人と積極的にコミュニケーションを図る力を養うよう取り組みます。
- ③ 様々な技術や経験を持った人材を幅広く発掘し、子どもたちが地域のことを学ぶ機会を提供していきます。
- ④ 異年齢交流により、ルールの大切さやマナーを身につけ思いやりの心や命を大切にする心をはぐくみます。
- ⑤ 基礎的・基本的な学力を身につけさせるよう取り組みます。
- ⑥ 幼小中の連携を促進します。
- ⑦ 学校施設の老朽化対策に計画的かつ効率的に取り組み、児童生徒の安心・安全な教育環境づくりに努めるとともに災害時における避難住民の安全を確保するよう取り組みます。

施策3-6 幼児教育の充実

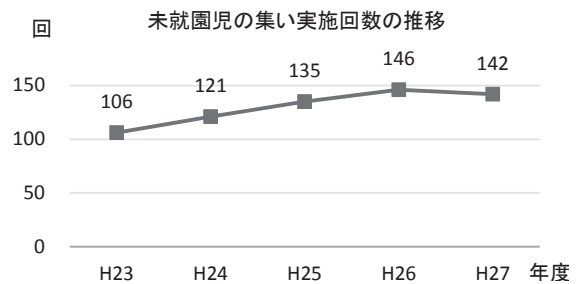
1. 現状と課題

保護者が子どもの成長を実感し、安心して子育てできるよう、保育内容を充実させるとともに、1人ひとりの幼児に応じた援助をしています。

また、保育参観日や保護者を招いての行事（運動会、音楽会、生活発表会など）を実施し、保護者に子どもの成長の姿を見る機会を設けるとともに、年1回以上の家庭訪問や個人懇談、希望者を対象に月1回以上の個人相談日を設け、保護者がいつでも教育相談できるよう取り組んでいます。

併せて、教員の資質向上（頼りになる先生、信頼できる先生）を目指し、教員の研修に積極的に取り組んでいます。

今後は、未就園児を含め子どもの実態を把握するとともに地域の関係機関や団体などと連携し合って子どもを育てることが求められます。



2. 施策の展開方針

幼児教育の充実については、社会や保護者のニーズにも応えながら、幼児の実態に応じて、保育計画を見直し、保育内容を工夫することに取り組めます。また、教員の資質を向上させ、心身ともに健康な子どもを育てることに取り組めます。

地域との連携については、地域を研究し、連携できる環境を整えます。そして、地域の教育力を活かし、幼児の生活を豊かにすることに取り組めます。

未就園児については、保健所や各関係機関とも連携し、子育て支援に取り組めます。



3. 主な取組み

- ① 幼児1人ひとりの理解を深め、指導計画を見直し、教材の研究や工夫に取り組めます。
- ② 教員がいろいろな研修会に参加できる機会を作ります。
- ③ 教員同士が刺激しあい、互いに高まっていけるよう環境を整備します。
- ④ 地域を研究し、地域と協力し、関わりながら幼児の生活を豊かにするよう取り組めます。
- ⑤ 保育園児、小学校児童、中学校生徒と関わって活動する機会を増やすよう取り組めます。
- ⑥ 未就園児の集いや園庭解放を実施し、子どもの実態を把握するとともに、子育て相談を行います。
- ⑦ 幼稚園の耐震補強改修工事を進めます。

施策3-7 青少年の活動機会の充実

1. 現状と課題

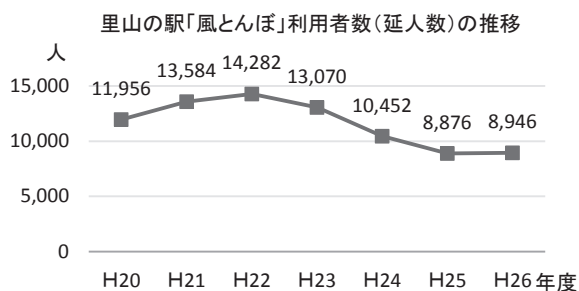
幅広い学習機会の提供及び充実のため、青少年参加の講座や里山の駅「風とんぼ」(旧少年自然の家)における主催事業などを行っています。

青少年参加の講座は、少年少女発明クラブ・親と子の手作り教室・パソコン教室・高専教室・一日工作教室などがあり、発明や工作などの科学的体験の場を提供し、子どもたちの創造力と科学的素養を養い、市の科学的教育をより発展するよう努めています。

里山の駅「風とんぼ」は、ほたる鑑賞・天体観測・野外料理・音楽会などを開催し、子どもたちが仲間と野外活動・自然体験や創作活動を行うことにより、豊かな情操と社会性を育む一助となるよう取り組んでいます。

青少年参加の講座については参加者数が伸び悩んでおり、講座の趣旨について周知するとともに、学校行事などとの調整を行う必要があります。

里山の駅「風とんぼ」、野外活動施設は、少子化など社会情勢に対応した変化が求められています。



2. 施策の展開方針

青少年参加の講座は、概ね定員を超える申込みがあるものの学校行事などの理由により参加できない児童がいることから、科学教室運営委員会と学校行事との調整を図りながら柔軟なスケジュールの設定を行うことで、より多くの児童が参加でき、子どもたちの居場所の提供ができるような運営を行っています。

里山の駅「風とんぼ」は、近年利用者が減少傾向にあるという問題がありますが、平成27年度より指定管理者による管理運営を行っており、民間ならではの多様なサービスを増やすことで、青少年の情操教育の機会を提供するとともに、幅広く気軽に市民の利用が可能な施設をめざします。

3. 主な取組み

- ① 青少年参加の講座に、より多くの参加が可能となるよう、学校行事などとの調整を図り、開催日程調整を行います。
- ② 里山の駅「風とんぼ」は、民間ならではの多様なサービスを増やすことで、青少年の情操教育の機会を提供します。
- ③ 里山の駅「風とんぼ」は、民間のノウハウを活かし住民サービスの向上を実現し、青少年のみならず幅広い層からの利用を促進します。



施策3-8 子どもの健全育成体制の充実

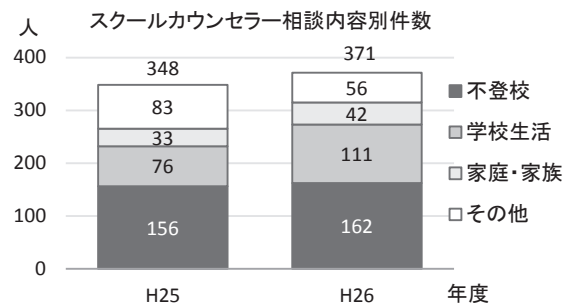
1. 現状と課題

小中学校のあらゆる児童生徒、保護者が学校及び家庭生活において感じるストレスを緩和・解消するため、各中学校へスクールカウンセラーの派遣や不登校児童生徒を対象にした学科指導教室「ASU」及び「ASU」カウンセリングステーションの設置、学校教員及び保護者相談受付を行っています。

各中学校のスクールカウンセラーは、幼稚園や小学校からの相談や教員へのコンサルテーションなどに取り組んでいますが、予約が一杯になっています。

家から出られず、長期欠席となっている児童生徒の場合、カウンセリングを受けることも、学科指導教室「ASU」に通うこともできない状況です。また、発達障害のある児童が他の児童とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、様々なストレスを感じたりすることから不登校になるケースも見られ、これに対する手立てがないのが現状です。

小学校では家庭においてもストレスを感じ、不登校になるケースも見られ、保護者へのカウンセリングがこれまで以上に必要となってきています。



2. 施策の展開方針

スクールカウンセラーについて、より効果的な活用方法を検討します。

「ASU」、「ASU」カウンセラーの力量を研修により高めるとともに、専門的なスタッフの導入検討、関係各課との連携強化を図り、児童生徒、保護者への支援を推進します。

これまで以上に関係各課や学校、スクールカウンセラー、「ASU」スタッフ、外部の相談機関、医療機関などとネットワークを構築し、組織的な支援ができるよう取り組むとともに、学校がそのネットワークに効果的につながるよう、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することを検討します。

3. 主な取組み

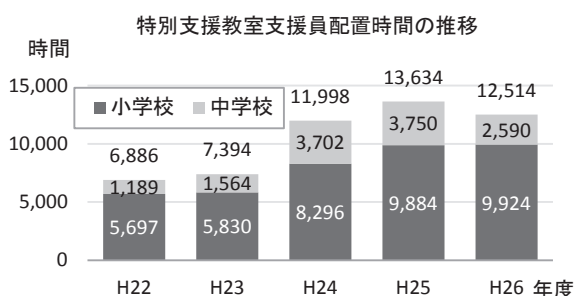
- ① 各中学校のスクールカウンセラーの効果的な活用を検討します。
- ② 中学校区ごとに小学校担当のスクールカウンセラーの配置を検討します。
- ③ 「ASU」スタッフの研修を深めるとともに、より専門的なスタッフの導入を検討します。
- ④ 学校と関係各課や関係機関の連携のネットワークを確立します。
- ⑤ 学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することを検討します。
- ⑥ 各学校において不登校の未然防止や初期対応の取り組みを行うとともに、「ASU」や不登校対策担当者、関係機関、スクールカウンセラー等も含めた総合的な取り組みを進めます。

施策 3-9 特別支援教育の充実

1. 現状と課題

全ての小中学校において、特別支援教育支援員を配置しているものの、教室に入ることができない子どもや不登校傾向の子どもなどへの対応が十分とは言えず、厳しい現状であることから、継続的な支援員の配置と充実が必要となっています。また、特別支援教育就学奨励費については、小学校においては各年度平均57人（通級による指導に伴う交通費を給付される人を含む）の給付を、また中学校においては各年度平均15人の給付を実施している状況です。

特別な支援が必要な児童生徒の対象者が増加していることや、障害の状態が多様化していることなどから、個別の状況に応じたきめ細やかな教育の推進が必要となります。



2. 施策の展開方針

発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒の対象者が増加していることや、障害の状態が多様化していることなどから、個別の状況に応じたきめ細やかな教育の推進が必要となります。

支援員の充実や経済的負担の軽減については、保護者とともに子どもたちの自立や社会参加を見据えて、1人ひとりの教育的ニーズを把握し能力を最大限に伸ばすために適切な指導及び支援を行い、経済的な理由で教育を受けることが困難な状況にならないよう取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 学習活動や生活習慣など1人ひとりの教育的ニーズを把握するよう努めます。
- ② 児童・生徒が均等に教育を受けることができるように、子どもたちの状況に応じた支援を行います。

施策3-10 食育の推進

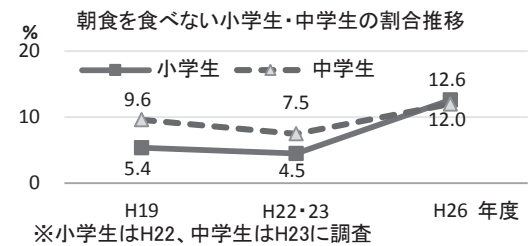
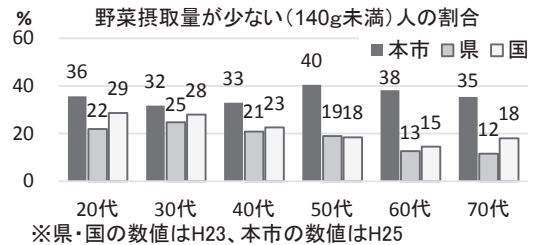
1. 現状と課題

食育基本法（平成17年）に基づき平成20年度に「大和郡山市食育推進計画」を策定しました。第1次計画は平成23年度で終了し、第2次食育推進計画は、健康増進法（平成14年）に基づく市町村健康増進計画と合わせて、平成26年度に「第2次大和郡山すこやか21計画」として策定しています。

また、食育月間（6月）における啓発活動、保育園・幼稚園・小中学校における出前授業や調理実習などのほか、商業施設での地場産野菜の販売など、市民が学習・実践する機会を積極的に設けています。

児童生徒においては生活習慣が変化中、朝食の欠食、偏食や間食、孤食など食生活の問題が生じています。児童生徒の体力向上と心身の育成、食育の推進を図り、児童生徒の「生きる力」を育むことが今後も求められています。

平成27年度からは、「小学校給食センターあすなろ」の新設稼働と「中学校給食センターおおぞら」の改修により、中学校給食の開始と給食センターの老朽化に伴う施設更新が実現しました。また食物アレルギー対応給食についても同時期に運用を始めることで、学校給食に関するハード面、ソフト面が大幅に整備されました。



2. 施策の展開方針

「朝食を毎日食べている子どもの割合が低い」、「野菜の摂取量が低い」現状については、大和郡山市健康づくり推進員連絡協議会、大和郡山市4Hクラブ、大和郡山市経営者クラブ、大和郡山市食品衛生協会などとともに、毎年6月の食育月間、毎月19日の食育の日を中心に様々なイベントの開催や啓発を行うことで、食生活を振り返る機会を提供するとともに、食を通して地域の人から歴史や伝統を学び地域の食文化に関心を持てるように、行政と地域が連携して取り組みます。

成長期にある児童生徒においては栄養バランスに優れた学校給食を提供し、食生活や栄養指導を学校と連携して行うとともに、地場産食材の利用拡大と食育との連携や食物アレルギー対応給食の提供に努めます。

3. 主な取組み

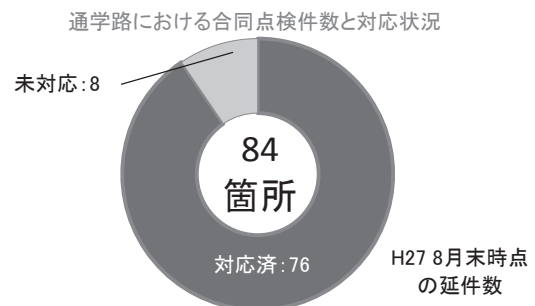
- ① イベント・給食・健康教育などを通して市民の食生活を振り返る機会を提供します。
- ② 短時間で調理しやすい朝食メニューを広めます。
- ③ 農業関係者や給食関係者と連携し、食育授業の充実と啓蒙啓発を行います。
- ④ 地場産食材の使用品目数、使用割合を増やすことを目指します。
- ⑤ 食物アレルギー調査票、学校生活管理指導表、個別面談、食物アレルギー対応委員会を通して、対応給食を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、卵、乳、落花生の3品目に対応した食物アレルギー対応給食を専用調理室で調理、提供します。

施策 3-11 子どもの安全の確保

1. 現状と課題

全国で発生した通学路での交通事故を受け、市内小学校及びPTA・教育委員会・県道及び市道路管理者・警察が合同で、平成24年8月に危険箇所の点検を実施し、その結果に基づき、危険箇所への対策を進めました。また、この取り組みを継続的なものとするため、「大和郡山市通学路安全対策ガイドライン」を策定しました。

注意指示看板や照明などへの対応は行いましたが、道路の構造的な問題については、今後、関係機関と連携しながら、対応を進める必要があります。



2. 施策の展開方針

子どもの安全確保のため、「大和郡山市通学路安全対策ガイドライン」に基づき、適時、関係機関と合同点検を実施し、交通安全施設の設置や危険箇所の改良に取り組み、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図ります。

3. 主な取り組み

- ① 合同点検を実施し、注意指示看板や照明灯など、交通安全施設の設置や危険箇所の改良に取り組み、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図ります。
- ② 通学路灯については、道路照明、防犯灯などを含め包括的な維持管理運営に切り替えるよう検討を行います。



4. 安全・快適な暮らし

- 4-1 防災・減災の推進
- 4-2 消防・救急体制の充実
- 4-3 防犯体制の強化
- 4-4 水道事業の健全経営
- 4-5 安全な水道水の供給
- 4-6 安全な交通環境の整備
- 4-7 誇りを持てるまちなみづくり
- 4-8 身近な緑地の整備
- 4-9 魅力のある市街地づくり
- 4-10 快適な住環境づくり
- 4-11 空き家対策の推進

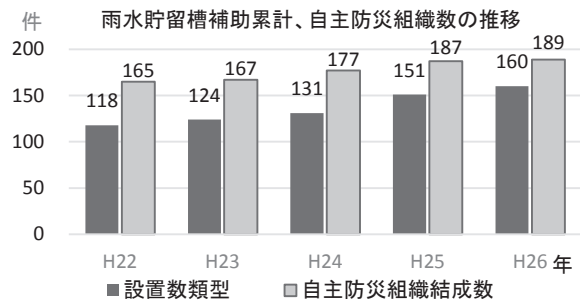
施策4-1 防災・減災の推進

1. 現状と課題

災害に強いまちづくりのため、行政と市民の協働による災害に対する備えの構築に取り組んでいます。例えば、自主防災組織の防災訓練、防災知識の普及、資機材の整備など防災活動に要する経費について補助金を交付する「大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金」などを通して、地域住民による自主防災活動の促進を図っています。また、雨水貯留槽の購入補助金や流域貯留浸透事業、池の整備、雨水排水管改修工事などの治水対策を行っています。

自主防災組織に関しては、自治会の高齢化や、災害対応における自助・共助の意識の醸成不足などから、結成に向けた更なる取り組みが求められます。

治水対策は、雨水貯留槽の適切な運用の理解促進、流域貯留浸透事業、池の整備及び雨水排水管改修の推進と維持管理に関して、地域住民との十分な協議が求められます。



2. 施策の展開方針

奈良県地域防災計画に併せて「地域防災計画」の改訂を行い、計画に基づいて、防災施策を推進します。

防災意識の向上を図るため、自主防災組織や備蓄の必要性の周知に取り組みます。また、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害発生時に自治会による安否確認及び避難困難者の避難支援が行える体制構築を行います。併せて、奈良県、奈良地方气象台、大和郡山消防署などの協力のもと、市職員に対し防災研修、防災訓練を実施します。

治水対策では、雨水貯留槽に関する現行制度を見直し、都市型水害の抑制及び雨水の再利用に対する意識向上を目指します。また、地域住民と十分協議を行い、施設管理者（土地改良区等）と危険箇所の治水対策を進め、貯留量を増加させ、近年増加しているゲリラ豪雨の防災・減災に取り組めます。また、流下能力不足となっている雨水排水管の改修を住民の理解を得ながら進めます。

3. 主な取組み

- ① 「地域防災計画」に基づいて、防災施策を推進します。
- ② 防災出前トークや防災情報の広報紙掲載などにより防災意識の向上を図ります。
- ③ 自主防災組織の結成を促進し、支援を継続します。
- ④ 各家庭による備蓄及び自主防災組織の防災資機材の整備を促進します。
- ⑤ 市役所における保存食、保存水、防災資機材の分散備蓄を進めます。
- ⑥ 平常時からの見守り体制の構築に取り組みます。
- ⑦ 災害時避難行動要支援者に対して、避難の個別計画を作成します。
- ⑧ 市民に雨水貯留の意義を周知します。
- ⑨ 雨水貯留タンクの製品登録や適用条件を見直します。
- ⑩ 鴨ヶ池下流域において危険箇所の治水対策を行います。
- ⑪ 流下能力不足の雨水排水管改修工事を行います。

施策4-2 消防・救急体制の充実

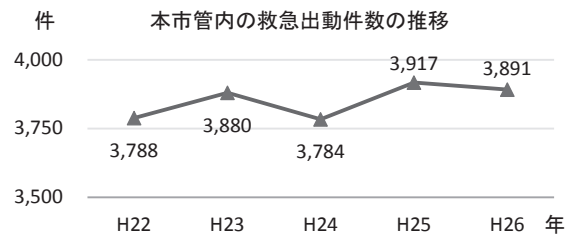
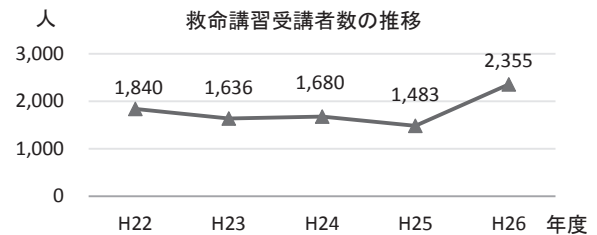
1. 現状と課題

奈良県広域消防組合大和郡山消防署と連携し、火災予防広報などを実施し、市民の防火意識の向上を図っています。

大和郡山消防署により防火訓練を実施し、市民1人ひとりの防火意識を高めるとともに、住宅火災警報器や消火器の設置を推進しています。救急については、救命講習を定期的に行い、心肺蘇生法や応急処置の方法を周知しています。また、救急救命士の資質・技術向上のため、奈良県内5病院及び市内輪番病院に委託し、病院内での実習及び研修を実施することにより、地域密着型、医師及び看護師と顔の見える関係を築き、知識向上を図っています。

火災事案については、消防隊が現場に到着するまでの初期消火活動が周知されてきていることが伺えます。救急については、救急隊が傷病者に接触するまでに、家族を含む市民により応急手当などが施されている件数が増えてきています。

救急車出動件数は年々増加傾向にあるため、救急車の適正利用を周知徹底する必要があります。さらに、予測されている地震などの大災害が発生した際には、市民の力に頼らざるを得ない状況になることから、災害などに対する普及啓発を行っていく必要があります。



2. 施策の展開方針

AED講習、応急手当の普及活動及び火災予防活動などについては、ますます重要になってきており、火災や救急救命に対応するべく、市民、消防団員、市役所、大和郡山消防署が一丸となって、取り組むことが大切です。

今後も市役所と大和郡山消防署が連携し、市民に対して積極的に、啓発活動を中長期的に取り組んでいきます。

3. 主な取組み

- ① 救急講習や啓発活動を通して市民などの関心を得て、職員や市民などの応急手当普及員の育成に努めます。
- ② 消防による立ち入り検査、消防団員による防火防災訪問により火災等の危険性を伝えていきます。
- ③ 救急車の適正利用の周知徹底に努めます。



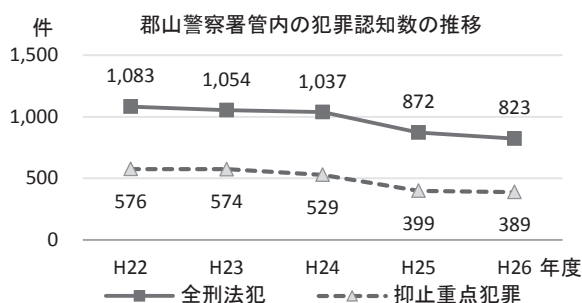
施策 4-3 防犯体制の強化

1. 現状と課題

犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現には、市民1人ひとりが自主防犯意識を持ち、積極的な防犯活動の推進と、暴力団をはじめ、あらゆる暴力行為を市民の総力を結集して追放する姿勢が不可欠です。市・警察署・民間団体で構成される大和郡山市暴力排除推進協議会や市防犯協議会・市青少年補導協議会において、「安全・安心の城下まちづくり市民大会」のほか、種々の防犯に関する啓発ならびに活動に取り組んでいます。

また、地域の安全を脅かす不審な事象については、多くの市民がいち早く情報共有できていることが大きな抑止力となることから、市民に対して様々な方法で情報提供することにより、犯罪の未然防止に取り組んでいます。

犯罪手口が多様化するなか、近年、特に高齢者を中心に被害が拡大し、全国的な社会問題となっているものとして、「振り込め詐欺」があげられます。各金融機関などにおいても積極的な注意喚起に取り組んでいます。市民1人ひとりがより一層の警戒意識を持つことが求められます。



2. 施策の展開方針

犯罪の多様化への対策については、県・警察署・各種防犯団体や金融機関との連携により、特に「振り込め詐欺」などの特殊詐欺や、自転車盗難・自販機荒らしなどの街頭犯罪、幼少年者への脅威事案など近年顕著化しているものにつき重点的に注意喚起を行います。

「安全・安心の城下まちづくり市民大会」をはじめ、街頭での啓発活動に取り組み、犯罪に強いまちづくりを目指すことで、犯罪発生を減らします。

防犯意識の向上については、一般への啓発活動のほか、幼児、学童対象の啓発活動、また、様々な情報提供を実施し、市民全体の防犯意識向上を図ります。

市自治連合会とともに、各自治会の意見を聞きながら LED 防犯灯の設置、維持管理について検討します。

3. 主な取組み

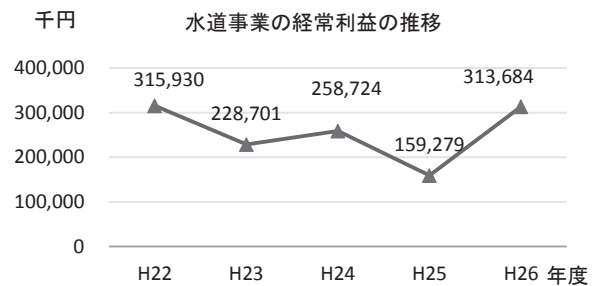
- ① 警察署や防犯団体、民間企業との情報共有・連携に努めます。
- ② 市民安全メールや広報紙を活用した市民への情報提供・啓発に努めます。
- ③ 保育園、幼稚園、小・中学校における幼児、児童、生徒対象の安全教室や安全手帳の配布を行います。
- ④ 市自治連合会と連携を図り、防犯カメラを設置する自治会に費用の一部を補助します。

施策4-4 水道事業の健全経営

1. 現状と課題

「上下水道事業審議会」を開催し、水道事業に関する経営状況を審議したうえで、料金改定を行いました。また、予算決算などの情報を水道情報誌「ふれっしゅ郡水」にて市民に公表し、水道事業に対する市民の理解熟成を促すとともに、窓口業務において分かりやすいサービスの展開、事業に関する情報の積極的な公開により水道事業について一層の理解と信頼を得られるよう努めました。

水道事業は地域独占事業で競争原理が排除されているため、行政サービスの向上の動機づけがなかなか働きにくいという性質があるとともに、他の商品のように市民は自らの意思で水道を選ぶことができません。よって、職員はより一層市民の意見や要望に耳を傾ける必要があります。



2. 施策の展開方針

水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価していくことについては、「水道事業ビジョン」の策定を行うことにより、課題に適切に対処し、今後の事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、計画的に実行するよう取り組みます。

また、将来的な人口及び水需要の変化を鑑み、適正な料金設定などを行うことについては、「上下水道事業審議会」において、水道事業に関する経営状況を審議し、料金改定などの検討を行います。

3. 主な取組み

- ① 「水道事業ビジョン」の策定を行うことにより、課題に適切に対処し、今後の事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、計画的に実行します。
- ② 「上下水道事業審議会」を開催し、水道事業に関する経営状況を審議し、料金改定などの検討を行います。



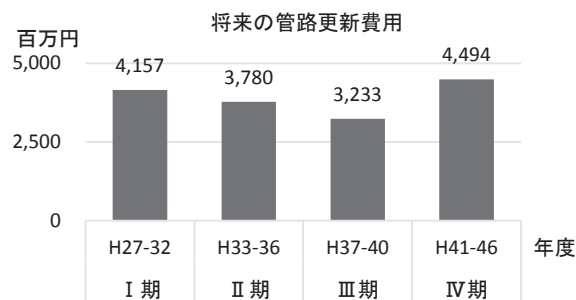
施策 4-5 安全な水道水の供給

1. 現状と課題

全国的に昭和 50 年前後から上水道・用水供給が増加し、その時期に布設された水道管は法定耐用年数の 40 年が過ぎ、大規模な漏水事故での断水・道路陥没・赤水による営業補償などで市民に多大な迷惑をかけている事例があります。

本市では、断水のない安全な水を供給し続けるため、老朽配水管の更新、災害時に避難所となる重要給水施設に至る配水管の耐震化、石綿管の解消や鉛製給水管の布設替えを行うための「大和郡山市水道管路整備計画」を策定しました。

ただし、この更新計画については、概算で約 400 億円が必要とされ、50 年間で管路の更新をする場合は年間約 8 億円の工事費が必要とされるため、財政状況などを踏まえた検討が必要です。



2. 施策の展開方針

災害時に避難所となる重要給水施設に至る配水管の耐震化を進めます。また大規模な地震及び漏水事故における管路の被害による影響を少なくするため、軌道横断・水管橋を極力少なくして管路ブロック化を検討し、維持管理のしやすい管路整備に努めていきます。また、管路の更新及び緊急時に浄水場・配水池から水道水が送れなくなった場合のバックアップとなる管路の整備も検討していきます。

流速が遅く、铸铁管の錆瘤等のきょう雑物の堆積や残留塩素濃度の低下など水質面が懸念される管路は、更新時において水理面への影響や消火栓の設置状況に留意しながら管径の見直しを検討します。

更新計画の費用については、人口減少に伴い財政状況が厳しくなることから、既設の管路の状況・漏水事故の件数などの調査を行い、年間にかかる更新コストを抑えながら計画を進めていきます。

3. 主な取組み

- ① 耐用年数の過ぎた配水管の耐震管への更新を行います。
- ② 耐震性が非常に低く、経年による材質劣化が著しく漏水事故が多発する石綿管の耐震管への更新を行います。
- ③ 厚生労働省における鉛に係わる水道水質基準の改正に伴い鉛製給水管の布設替えを行います。



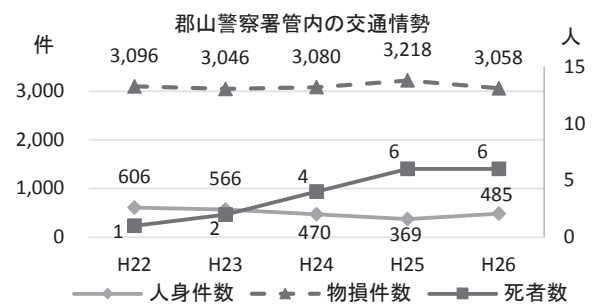
施策4-6 安全な交通環境の整備

1. 現状と課題

安全・安心な道路を快適に利用できるよう、道路の拡張やバイパスの整備などによる渋滞の緩和や歩道のバリアフリー化を行っています。道路は、日常のパトロールとともに、各種団体と連携し、危険箇所及び歩道バリアフリー化の必要箇所の点検を行い、順次補修や改修を行っています。橋梁は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕を進めるとともに、災害に備えライフラインと位置づけられる橋梁について耐震補強化を実施しています。

また、春・秋の全国交通安全運動、通年実施している交通指導員による「交通安全教室」や「学童誘導・交通安全指導」により、交通事故防止を図っています。

渋滞の緩和においては、地域住民や警察署、観光利用なども含めた関係機関と協議しながら進める必要があります。道路や橋梁の危険箇所の点検、除去においては、限られた予算内で補修計画を進めていくことが課題となります。また、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、交通事故に占める65歳以上高齢者の割合は増加傾向にあり、これまで以上に対応が必要になります。



2. 施策の展開方針

渋滞の緩和と通勤・通学時の安全確保、観光利用への活用など、安全・安心で快適な道路環境づくりに向け、地域住民、警察署などと話し合い、地域に適した道路を整備します。

交通安全知識の向上や自動車・二輪車・自転車など交通用具の正しい利用・マナーの実践を促し交通事故発生抑制に努めます。

また、歩道のバリアフリー化を行うことで、市民の利用を快適化するとともに、駅前広場の整備などにより人が集まりやすい環境をつくります。

併せて、市民が身近な道路環境の清掃などを継続的に取り組めるよう、市民団体などへの支援を行います。

3. 主な取組み

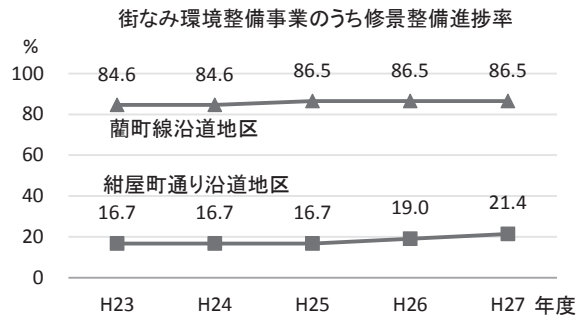
- ① 市道番条高野線から市道高田稗田美濃庄線へのアクセス道を整備します。
- ② 近鉄郡山バスターミナル広場・歩道部分を改良します。
- ③ 地元住民と協議の上、市道伊豆七条高野線の工事を行います。
- ④ 道路の危険箇所の解消、バリアフリー化を図ります。
- ⑤ 郡山大橋の耐震補強設計を行うとともに、長寿命化の補修を行います。
- ⑥ 「長寿命化補修計画」に基づき、市内の橋梁補修に取り組みます。
- ⑦ 交通安全に関する啓発を行います。
- ⑧ 放置自転車の移動・返還を行います。
- ⑨ コミュニティバスの運行により、公共施設利用者と公共交通空白地域の住民の利便性を図ります。

施策 4-7 誇りを持てるまちなみづくり

1. 現状と課題

本市は約 400 年前に形成された城下町であり、戦国時代末から江戸時代初期にかけて地割、道路、堀、水路網、町家が整えられ、その全体像は今も維持されています。この城下町地区内で、都市計画道路・公園・防災施設などの整備が進む地区において、歴史的な街なみに調和するよう整備を行い、また、沿道の住宅の修景事業を推進して、瓦葺き屋根や格子付き建具などの意匠による、歴史的な街なみと現代様式の融合により、「城下町らしいまちづくり」を進めています。

土地利用の動向、都市計画法による区域区分の見直しに併せ、地区の特色を把握し、まちづくりの目標を定め、地区計画の指定を行ってきました。各地区の建築物の用途や意匠、高さなどの行為については、地区整備方針・整備基準に基づき、確認・指導を行っています。商業系、工業系の土地利用に伴う、民間開発などを背景にした地区計画区域においては、その事業期間満了後における、土地利用（建物用途、区画面積など）が懸念され、適宜、地区整備計画を見直していくことが課題となります。



2. 施策の展開方針

地区計画について、都市計画における、用途地域やその他の規制だけでなく、それぞれの地区の特性に応じて、より特色ある地域のルールづくりとして、建築物などの所有者が、新築、増築、改築他の行為の 30 日前の届出により、市が審査・適合確認を行い、良好なまちづくりの形成を図られるよう、取り組みます。

街なみ環境整備事業により、道路、公園、コミュニティ施設などについての修景施設整備は行政が、修景整備については行政と住民がともに進める事業であり、城下町の歴史的な街並みを活かし、ゆとりとうるおいあるまちづくりの実現のため、十分周知を行い、取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 地区毎の整備方針および整備計画に基づき、建築物などの新築、増築、改築他行為の 30 日前に市に届出を行い、市が審査・適合確認を行います。
- ② 地区内の建築物など所有者の協力のもと、「街づくり協定」による修景整備（大和郡山市街なみ環境修景整備事業補助金を交付）を実施します。



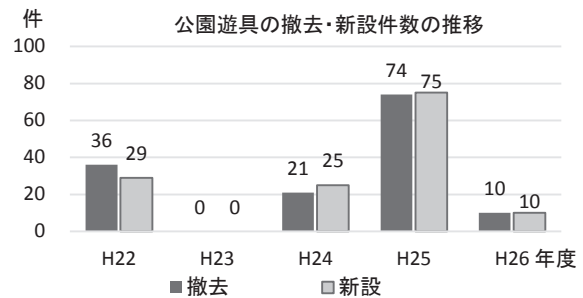
施策4-8 身近な緑地の整備

1. 現状と課題

本市のシンボルでもある郡山城周辺の整備について、平成元年にまとめられた「郡山城跡公園基本計画」は、平成23年度に見直しを行いました。この計画に基づき歴史的文化遺産の活用により、地域の個性を生かした観光・交流の場として整備を推進しています。また、平成24年度に都市計画道路沿いに、蘭町街区公園の整備を行い開園しています。なお、市民の方の利用上支障のないように、毎年市内各公園及び緑地の除草・樹木の剪定などを行っています。

地域のコミュニティの場である各公園緑地には老朽化した遊具や施設が多く、撤去新設補修などを早急に行う必要があります。

公園の日常の維持管理は自治会に委託しており、一部の公園・緑地をシルバー人材センターにも委託しています。



2. 施策の展開方針

郡山城周辺の整備については、平成元年にまとめられた「郡山城跡公園基本計画」がありますが、平成23年度に現代の課題を再整理し実現化を考慮して、計画の見直しを行いました。この計画に基づき、歴史的文化遺産を活用しながら、観光及び市民の交流の場として整備推進を行っていきます。

また、都市公園・緑地の大多数は、住宅地造成によって設置されたもので、既に開園後20年以上が経過し、公園施設・遊具の老朽化が進み、適切な維持管理(消毒・剪定など)が必要となっています。そのため、「大和郡山市公園施設長寿命化計画」を策定し、効率よく計画的に、補修・更新を行っていきます。

3. 主な取組み

- ① 歴史的な遺産である天守台石垣の保存とともに、展望施設として整備活用することにより、郡山城の魅力向上と地域の活性化を図ります。
- ② 都市公園・緑地内の施設や遊具が、問題なく安心して利用できるよう適切な維持管理を行います。
- ③ 民間活力を導入することにより、効率的に管理運営し、施設利用者に対してより質の高いサービスを提供するとともに、施設利用の活性化を図ります。
- ④ 「大和郡山市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設・遊具の補修更新を行います。
- ⑤ 都市公園は休息・憩いの場としての機能、イベント広場としての機能などを充実するため、必要な施設整備を図ります。また、市民・団体を主体とした継続的な歴史資源の復元・活用を図ります。なお、桜、石垣をはじめとする現況の歴史・文化・自然資源を保全します。

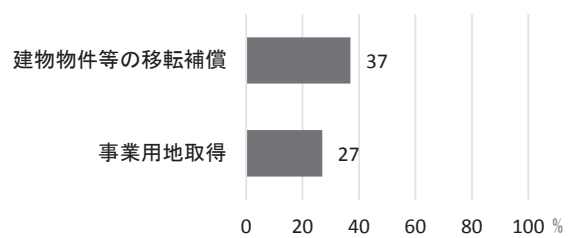
施策 4-9 魅力のある市街地づくり

1. 現状と課題

本市の中心市街地は、近鉄やJRの鉄道駅や商業施設、また公共施設や歴史文化資産などが集積した市のまちづくりにおいて、重要な地区です。しかしながら、地区内の道路は総じて幅員が狭く、安全な歩行などに支障が出ており、また、商店街の活気もかつてほどではない状況です。そのため、現在進めている都市計画道路城廻り線を早期に供用させることは勿論のこと、中心市街地における包括的なまちづくり方針を再構築する必要があります。

都市計画道路城廻り線における野垣内町から北鍛冶町迄の延長 245.7m区間の街路整備について、平成 23 年 7 月 12 日に事業認可を取得しました。事業認可以降、事業区域における土地の境界明示や事業により移転が必要な物件の調査業務、また道路の詳細設計業務などを実施し、その後、事業用地の取得に向けて、地権者に事業協力を得るべく鋭意交渉を進めています。

都市計画道路城廻り線の進捗状況 (H27)



2. 施策の展開方針

歩行者などの交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地とするため、中心市街地を環状する城廻り線の早期供用開始に向けて取り組みます。

奈良県と大和郡山市とのまちづくりに関する包括協定に基づき「近鉄郡山駅周辺地区のまちづくり基本構想」をはじめ、各種事業手法を具体化する基本計画を策定し、高齢者や来訪者など誰もが歩いて快適に暮らせる魅力ある市街地の形成・都市機能の向上のための事業化に取り組みます。

福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク、多極ネットワーク型コンパクトシティ』の理念のもと、市民や事業者と協力し、関係機関と相互連携に努め、目指すべき将来都市像（都市計画マスタープラン）の実現に向け、「立地適正化計画」を策定し、魅力ある市街地の形成・都市機能の向上に取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 城廻り線整備事業を推進し、未買収地の早期買収を行い、早期に供用開始し、地区内のまちづくりを進め市街地環境の改善に取り組みます。
- ② 近鉄郡山駅周辺地区において、事業化に向けた基本構想を策定し、順次、基本計画により事業手法を確立し、個別事業化に向けた取り組みを行います。
- ③ 本市特性を活かした都市構造の評価、市民・事業者の意向把握を行い、立地適正化計画を策定します。
- ④ 「近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想」、関連する計画・意向調査結果を踏まえ、具体事業手法を検討した基本計画を策定し、駅周辺地区の各事業化に向けた、市街地の形成に取り組みます。
- ⑤ 「立地適正化計画」の居住誘導区域や都市機能誘導区域は、税法措置の活用などにより、移転を含め取り組みます。

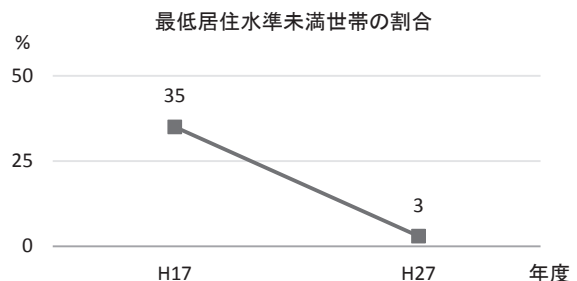
施策4-10 快適な住環境づくり

1. 現状と課題

市営住宅のうち、昭和40年代以前に建築された狭小住宅（30㎡前後）の建替住宅を建設し、移転を行ったことにより、計画策定時には35%であった最低居住水準未達世帯が3%へと大幅に減少しました。

市営住宅の老朽化、および入居者の高齢化、単身者世帯の増加がみられるため、建替住宅の建設や建物の維持管理を行うとともに、安全で快適な住環境とするため、入居者のコミュニティ形成も求められます。

市営住宅以外の住宅においても、老朽化により、建て替えの支援が必要となっており、平成18年度より、住宅の耐震診断及び耐震改修するにあたり支援を実施してきましたが、より一層周知を行うことが必要となっています。



2. 施策の展開方針

耐用年数の経過した市営住宅の計画的な建替事業の推進により、居住水準の向上に努めます。また、市営住宅の耐震診断の実施やバリアフリー化の推進に努め、長寿命化を図り、入居者が安心・快適に暮らせる住環境の提供に努めます。併せて市営住宅の建替事業に伴い跡地となった土地の活用を検討します。

市営住宅の入居者には、定められた家賃を納め、住居を大切に使用することが求められます。さらに住宅団地内のコミュニティを形成し、住宅敷地内の清掃や防犯パトロールなどを行い、安全で、快適な住環境維持に努めることが望まれます。

市内の既存木造住宅の耐震化を図るための耐震診断や耐震改修の推進については、各種啓発や相談会の実施により関心は高まりつつありますが、市民の生命と財産を守るという観点から、より一層広報紙や市ホームページなどを通じ、耐震診断や耐震改修の必要性の啓発に努めます。

3. 主な取組み

- ① 耐用年数の経過した市営住宅の計画的な建替事業の推進により、居住水準の向上を図ります。
- ② 市営住宅の耐震診断を実施し、安全・快適な住環境の提供に努めます。
- ③ 市営住宅の建替事業に伴い、建物除却工事及び跡地の測量設計など、跡地の活用を検討します。
- ④ 改良住宅の空き家について、今後、公募などにより活用していきます。
- ⑤ 中層階の市営住宅でエレベーターの設置を行います。

施策 4-11 空き家対策の推進

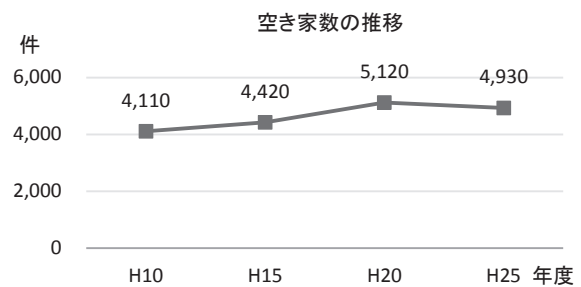
1. 現状と課題

全国的な人口減少に伴い空き家の増加が社会問題になっています。空き家が増加すると倒壊などの事故、景観の阻害、防災や防犯の機能低下、ごみなどの不法投棄の誘発など生活環境の悪化を招きます。こうした背景を基に、平成 27 年 2 月 26 日より「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

空き家対策については、第一義的には所有者などの責任を前提としながら、市は周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家などに対しては、適正な措置を進める必要があります。

本市においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めのあるもののほか、緊急安全措置、警察その他の関係機関との連携、空家等適正管理審議会の設置などについて定めた「大和郡山市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成 27 年 6 月 1 日より施行しています。

平成 27 年 4 月 1 日からは、空家等地域資源利活用担当を置き、今後は組織体制を整えつつ、空き家対策を推進していきます。



2. 施策の展開方針

市内の空き家の状況、周辺への影響、所有者の確認などを把握する必要があり、地域の状況に精通した消防団と協力して、「空家等対策計画」の策定の基礎資料とすることも踏まえた実態調査に取り組みます。

また、空家特措法の規定による特定空家などに対する措置の実施体制の確立については、建築士などの専門家の協力を仰ぎながら、速やかにその体制整備に取り組みます。

さらに、空き家の活発な利活用を図るための方針を策定し、空き家の情報提供事業や、空き家の所有者や利用者への支援等については、建築士や宅建業者、土地家屋調査士などの専門家に加え、まちづくりに取り組む NPO や自治会、金融機関等で構成された空家等適正管理委員会を設置し、本市にとって有効な対策を検討します。

3. 主な取組み

- ① 「空家等対策計画」の策定など、今後の施策の基礎資料として活用できるような、空き家の実態調査を行います。
- ② 特定空家などに対して、空家特措法による措置が実施できる体制整備に取り組みます。
- ③ さまざまな団体などと連携し、空き家、空き店舗活用に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ④ 本市に有効な空き家対策を検討し、大和郡山市らしい住み方の提案・発信に取り組みます。

5. 健康・福祉・生きがいづくり

- 5-1 高齢者福祉の充実
- 5-2 介護サービスの充実
- 5-3 障害者福祉の充実
- 5-4 健康づくりの推進
- 5-5 医療体制の充実
- 5-6 保健予防の充実
- 5-7 国民健康保険の健全運営
- 5-8 介護保険の健全運営
- 5-9 生活支援サービスの充実
- 5-10 文化財の保護・継承
- 5-11 芸術文化活動の促進
- 5-12 生涯学習の充実
- 5-13 図書館サービスの充実
- 5-14 生涯スポーツの振興
- 5-15 人権文化の啓発
- 5-16 人権意識向上の場の充実

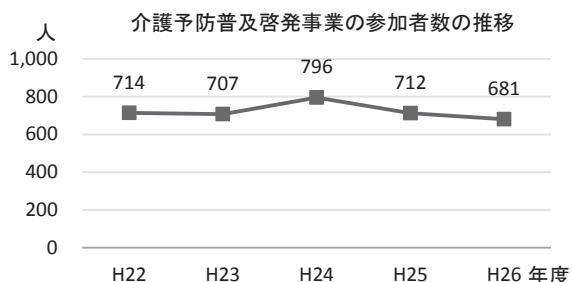
施策 5-1 高齢者福祉の充実

1. 現状と課題

高齢者が増える中、健康な生活が営めるよう、健康維持や閉じこもり予防などに努め、高齢者の自発的な活動につなげるとともに、高齢者の見守り、生活を支援することが望まれています。

介護・保険・健康・医療など、さまざまな面から支える「地域包括支援センター」については、第二、第三地域包括支援センターを新たに設置したことにより、気軽に相談できる体制づくり及び拠点の強化を進めています。

今後、支援を要する高齢者や独居世帯の増加が予想されることから、見守り、生活支援などの方策を検討し、支援体制を整備する必要があります。



2. 施策の展開方針

高齢者人口は、今後ますます増加することから、健康を維持するために積極的に介護予防に取り組んでいただけるよう普及・啓発に取り組めます。

独居世帯の増加に対しては地域住民や介護サービス事業者、医師会など関係者の協力を得ながら連携を図り、支援や見守りに取り組めます。

また、平成 27 年度介護保険制度改正に合わせ、要支援者に対するサービスの多様化、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」へ円滑に移行するよう取り組むとともに、関係各課と連携を図り、高齢者が住みなれた地域で生活が維持できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組めます。

3. 主な取組み

- ① 介護予防教室を引き続き行います。
- ② 介護予防に関する支援制度や認知症の理解を図るとともに、市の取り組みの周知を行います。
- ③ 地域における高齢者の交流機会の創出に取り組めます。
- ④ 国の示す新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に円滑に移行できるよう取り組めます。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。
- ⑥ 地域包括ケアシステムの構築において NPO や住民ボランティア、民間事業者などの多様な主体による高齢者支援体制について本市におけるあり方を検討し構築します。



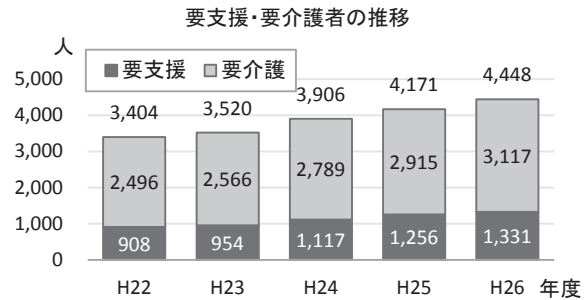
施策5-2 介護サービスの充実

1. 現状と課題

要支援・要介護認定者数が年々増加する中、高齢者が安心して暮らせるよう、適切な介護サービスの提供と医療の確保が求められています。適切な介護サービスを提供するための一環として、介護認定及び給付の適正化を図っています。

地域密着型施設及び市内介護施設への実地指導や認定調査員の質の向上、市職員による認定調査内容の点検などにより、公平公正な介護認定を行い、利用者にとって適切なサービスを提供しています。

適正な介護サービスの提供を引き続き推進するため、介護サービス施設を充実させるとともに、介護認定及び給付の適正化を強化していく必要があります。



2. 施策の展開方針

要支援・要介護者に適正なサービス提供を行うため、地域密着型施設及び市内介護施設に対し、利用者のニーズに応じたケアやサービス提供、虐待防止などの運営指導と、算定基準に応じた運営及び請求に関する報酬請求指導を継続して実施します。

また、介護認定を行う認定調査員の質をさらに向上させるよう取り組むとともに、過剰サービスの抑制のため、給付費通知の発送などにより、給付の適正化を強化します。

これらの取り組みと合わせ、医師会や介護サービス事業者と協力し、在宅医療と介護連携の推進や認知症対策の推進に努めます。

3. 主な取組み

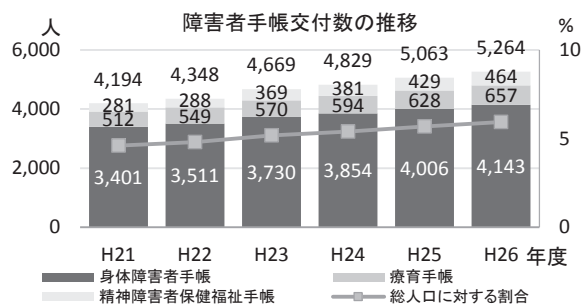
- ① 地域密着型施設及び市内介護施設の実地指導を行います。
- ② 介護認定を行う認定調査員の質の向上に取り組みます。
- ③ 医療と介護の連携のため、医師会や介護サービス事業者との連携を図ります。
- ④ 認知症対策を推進します。
- ⑤ 介護サービス施設など、介護給付サービスの充実に取り組みます。

施策 5-3 障害者福祉の充実

1. 現状と課題

市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、障害者に対する理解を深めるための広報、啓発活動を行うとともに、障害者の地域での日常生活及び社会参加の支援や環境整備を行っています。

障害福祉サービスは、質、量ともに増加傾向であり、その需要に対応する体制づくりが必要です。また、障害者のライフステージに応じて、家族を含めたサポート体制の充実が求められます。



2. 施策の展開方針

奈良県障害者権利擁護センターとともに、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待の防止に関する正しい理解の普及に努めます。

生活支援センター及び指定特定相談事業所とともに、社会資源に関する情報共有など連携強化に努め、相談支援体制の充実に取り組みます。

障害者が地域で安心して自立した生活を営み、社会参加することができるよう、支援事業所や関係機関と緊密に連携し、障害福祉サービスの充実に取り組みます。

障害者の雇用・就労機会の確保のため、市内企業に対して障害者雇用の制度の説明や障害特性についての理解を深める活動に取り組みます。また、障害者優先調達法をもとに市役所における調達向上に努めます。

特別な支援を必要とする子どもが適切な支援を受けることができる体制づくりのため、関係機関が正確な情報を取得し、適正な支援を連携して行うことができるよう取り組みます。

3. 主な取組み

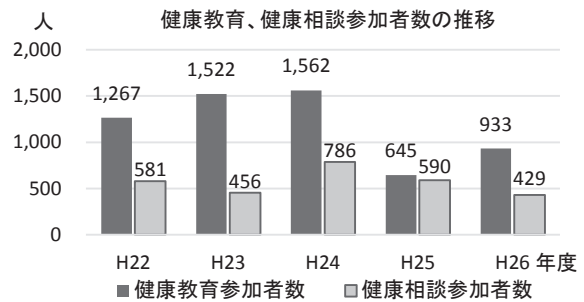
- ① 障害者の権利擁護や障害者虐待防止法についての正しい理解の普及・啓発に取り組みます。
- ② 相談支援専門員への情報提供、連携強化に努め、障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成を促進します。
- ③ 生活支援センターや指定特定相談事業所などの関係機関と情報共有、連携強化に努めます。
- ④ 地域自立支援協議会暮らし部会にて、保健・医療・福祉の関係機関と協議を進めます。
- ⑤ 地域自立支援協議会教育部会にて、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行うために、支援や配慮が必要な方の情報を記載するサポートファイルの作成・普及に努めます。
- ⑥ 地域自立支援協議会就労部会にて、ハローワーク、就労支援事業所及び関係機関と協議を進めます。
- ⑦ 障害者就労施設からの物品などの調達方針を定めます。また、市役所における調達向上に取り組みます。

施策5-4 健康づくりの推進

1. 現状と課題

健康に関する問題について、保健師・管理栄養士が個別に相談に応じ適切な助言を行うことにより、自己の健康管理に関する理解を深め、各種検診・健康診査を積極的に受診する、生活習慣を見直すなど、実生活に役立ち、日常の生活習慣改善のきっかけとなることを目的に行動変容につなげるための支援を行っています。

全国の傾向と同様に本市においても高齢者が増加するため、健康寿命の延伸が特に重要な取り組みとなっています。



2. 施策の展開方針

「健康寿命の延伸」に向けて、各種検診・健康診査や相談を行うとともに、各種団体、関係機関と協働して日常生活の中で最も取り入れやすい「歩く」という運動を通して市民自ら健康づくりを図る「すこやか100万歩運動」を推進します。

また、各種団体のメンバーで「大和郡山すこやか21推進委員会」を定期的に関き、メンバーとともに、自分らしい人生を送るための人づくり・まちづくりをめざして、生涯を通じた健康づくり、がん・生活習慣病予防、健康づくりに取り組みます。

3. 主な取り組み

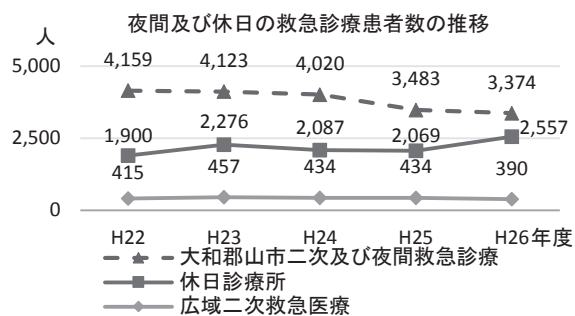
- ① 各種がん検診、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査などの各種検診・健康診査を行います。
- ② 精神保健福祉相談、自殺対策推進担当者会議など、各種相談や対策事業を行います。
- ③ 市民の健康づくりを図る「すこやか100万歩運動」を推進します。
- ④ 各種団体のメンバーで「大和郡山すこやか21推進委員会」を定期的に関きます。



施策 5-5 医療体制の充実

1. 現状と課題

休日・夜間においても適切な医療サービスを受けることができるよう、休日応急診療所や二次及び夜間救急診療など、救急患者の応急処置体制の構築に取り組んでいます。いざという時に適切な対応ができるよう、かかりつけ医師を持つことや、救急時にどの診療施設に行くべきか、日頃から確認できるような環境整備を行うことにより、市民の医療不安を解消することが望まれます。



2. 施策の展開方針

病気の際はまずかかりつけ医を受診していただくなど、市民に対して情報提供を行います。

夜間及び休日における市民の救急診療について、大和郡山市医師会、大和郡山市薬剤師会、二次及び夜間受入医療機関とともに、救急診療受入体制の整備に取り組めます。

3. 主な取り組み

- ① 市ホームページになら医療情報ネット、小児救急医療電話相談、大和郡山市医師会、奈良県医師会、奈良県歯科医師会などのリンクを貼り、情報提供を行います。
- ② 休日における救急診療の受入体制の整備に取り組めます。
- ③ 二次及び夜間受入医療機関の体制整備に取り組めます。



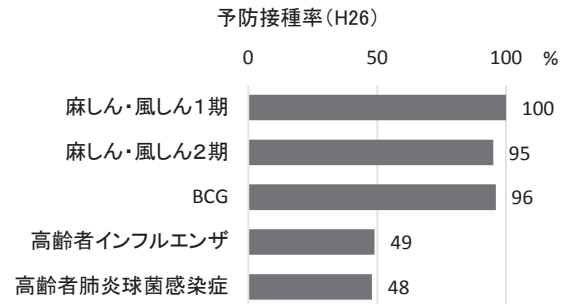
施策5-6 保健予防の充実

1. 現状と課題

市民のライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスを身近な場所で受けられるよう、健診（検診）を受けやすい環境づくりや健康寿命の延伸への取り組みが求められており、市の健康づくり計画である「第2次大和郡山すこやか21計画」を策定し、推進しています。

また、乳幼児や保護者、高齢者を中心に、予防接種の接種率の向上への取り組みが必要です。

子どもの予防接種については日本脳炎の接種機会を逃した方の接種機会確保や新規で導入される定期予防接種についても周知を徹底していく必要があります。



2. 施策の展開方針

健康寿命の延伸については、「第2次大和郡山すこやか21計画」を推進している市民団体から構成される大和郡山すこやか21推進委員とともに、自分らしい人生を送るための人づくり・まちづくりをめざして、生涯を通じた健康づくり、がん・生活習慣病予防、健康づくりに取り組みます。

予防接種の接種率の向上については、こんにちは赤ちゃん訪問などで保護者と直接お話をする機会に、予防接種予診票綴りを配付し、予防接種についての説明を行うことで、接種率の向上に取り組めます。

3. 主な取り組み

- ① 健康寿命の延伸のため、がん・生活習慣予防などの健康づくりを推進します。
- ② 乳幼児の保護者に直接予防接種について説明を行うとともに、予防接種予診票綴りを配付します。
- ③ 定期予防接種を引き続き実施します。
- ④ 高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の予防に取り組めます。

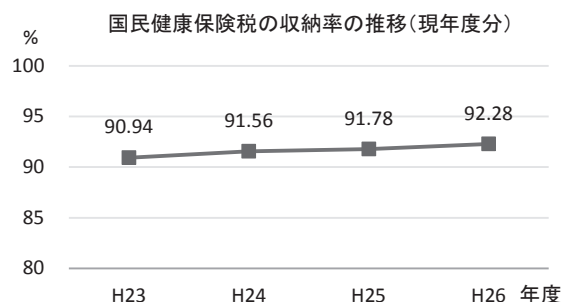
施策 5-7 国民健康保険の健全運営

1. 現状と課題

国民健康保険加入者が病気やけがをしたとき、負担が少しでも軽く済み、安心して医療を受けられることができる制度を維持するため、滞納世帯に対する戸別訪問や保険証更新時の夜間や休日の納税相談など、納税者（滞納者）と面談できる機会を増やし、滞納額の減少に努めています。また、十分な所得・資産などを有しているにもかかわらず納税の意思のない悪質と思われる滞納者に対しては、差押などの滞納処分を科し、滞納整理を行っています。

併せて、生活習慣病の発症と重症化の予防を広報し健康維持の促進を行っています。

所得も資産も少なく納税“できない”人の滞納も多く、その対応が課題となっています。



2. 施策の展開方針

納税相談の機会を増やし、滞納者それぞれに応じたきめ細かな対応を、より強化します。

平成 30 年度から都道府県が国保運営に中心的役割を果たす国民健康保険の改革については、奈良県及び県内市町村と協力して医療費の適正化に取り組み、保険税の上昇抑制につながるよう努力するとともに、市町村事務の効率化・標準化によるコスト削減を図り、広域化が国民健康保険加入者にとって大きなメリットとなる制度を築き上げるために協議を進めます。

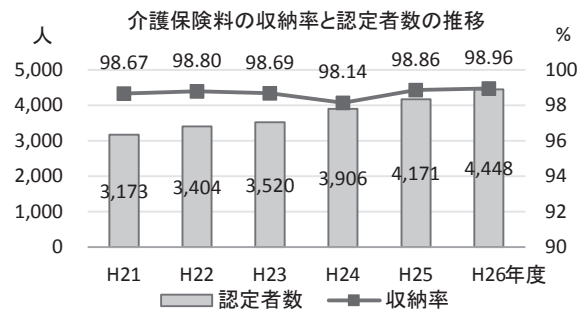
3. 主な取組み

- ① 滞納者の戸別訪問や保険証更新時の夜間・休日対応などを継続し、納税相談の機会を増やします。
- ② 悪質な滞納者には差押など滞納処分を行います。
- ③ 県及び県内市町村と協力し、国民健康保険の改革に対応します。
- ④ 生活習慣病の発症や重症化の予防について広報を行います。

施策5-8 介護保険の健全運営

1. 現状と課題

介護保険の諸制度を理解し、各種サービスを適正に利用するとともに、手続きや保険料の納付を適正に行うよう支援を行っています。介護保険制度を維持するため、自主納付の啓発促進とともに、年金支給月（偶数月）に夜間徴収を実施し、収納率の向上に取り組んでいます。



2. 施策の展開方針

第6期介護保険事業計画（平成27年～平成29年までの3年間の計画期間とし、3年ごとに見直しを図る）の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年までのサービス水準や、給付費、保険料の水準を推計し、中期的な視点から施策の展開を図ります。

介護保険の適正なサービス利用を促すため、介護保険についての諸制度の理解を深めていただけるように、きめ細かな広報・啓発活動に取り組めます。

納付しやすい年金支給月や夜間に訪問・徴収を行い収納率の向上に努めます。

3. 主な取組み

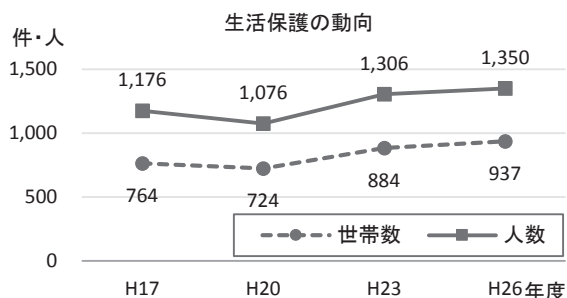
- ① 介護保険制度の充実を図るため、介護保険事業計画を策定します。
- ② 市ホームページ、広報紙などにより介護保険及び保険料の収納に関する情報提供を行います。
- ③ 年金支給月や夜間の徴収を行います。

施策 5-9 生活支援サービスの充実

1. 現状と課題

リーマンショック直後に急増した生活保護受給者はその後も緩やかに増加を続けています。就労支援員を配置し、稼働能力を有する生活保護受給者の生活状況や就労阻害要因の把握に努めるとともに、生活保護受給者の世帯状況に応じた自立支援を行っています。また、ハローワークとの間に協定を締結し、情報の共有を行うなど自立促進のための連携を強化しました。ハローワークへの同行などにより切れ目のない就労支援を行い受給者の自立促進につなげています。

生活保護受給者の自立促進のためには、稼働能力を有する生活保護受給者が受給を始めた早期から支援をする必要がありますので、受給者の増加にあわせて自立支援の充実・強化が求められています。



2. 施策の展開方針

稼働年齢層を含む生活保護受給者の増加や非正規雇用労働者や低所得世帯の増加など、経済的に困窮している市民が自立した生活をするためには、まず、安定した収入が得られるための就労が必要です。

ハローワークなど労働情報の提供及び相談機関との連携を強化して生活困窮者の就労について支援するよう取り組みます。

3. 主な取組み

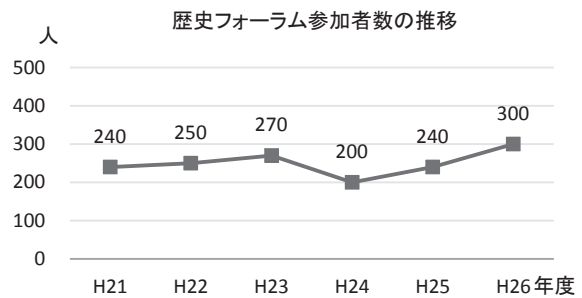
- ① 就労支援員による支援を継続して行います。
- ② ハローワークをはじめとする労働情報の提供者や各相談機関との連携強化を図ります。
- ③ 経済的に生活に困窮している市民からの相談に対して早期の支援を行い、きめ細やかな対応を図っていきます。

施策5-10 文化財の保護・継承

1. 現状と課題

文化財を活かしたまちづくり、ひとづくりのため、市内の文化財について、埋蔵文化財発掘調査や古文書調査、史跡整備や指定文化財の保存修理事業、「こおりやま歴史フォーラム」や「ミニミニミュージアム」における普及教育などを行っています。

重要な文化財については指定などの措置を講じ、保存のための整備や修理を行い、広く活用する必要がありますが、各種文化財の基礎的な調査が不十分であるほか、調査を通じて文化財全般に関する保存・活用・継承する方針が明確になっていないのが現状です。



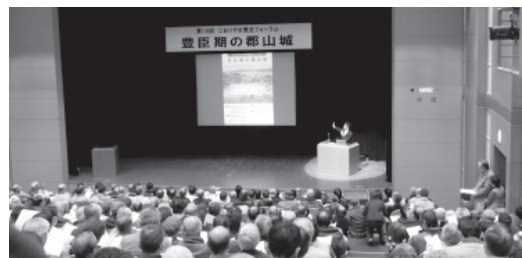
2. 施策の展開方針

文化財保護行政の骨格となる基本方針・指針を策定し、各種文化財の調査のデータをもとに、重要なものについては指定、登録などの保存措置を講じるとともに、多くの文化財全般についても保存・活用・継承できるような施策を推進します。また、整備事業や普及教育活動を通じて活用と公開を推進します。

市民、団体、学校などとの連携を進め、市民が文化財とふれあう機会を増やし、歴史と文化に対する理解と愛着を育み、文化財保護に携わる市民学芸員や文化財ガイドといった人材の育成確保に努め、地域活性化や地域創生、まちづくりやひとづくりにおける文化財の活用を積極的に図っていく施策を進めます。

3. 主な取組み

- ① 歴史文化基本構想など、根幹となる基本方針の検討・策定を行います。
- ② 古文書調査や発掘調査だけでなく、美術工芸品・民俗文化財・天然記念物など各分野の調査を実施し、基礎的なデータを収集します。
- ③ 保存活用を図るために、整備や修理を進め、公開します。
- ④ 講演会、展覧会などを開催し、文化財にふれる機会を提供します。
- ⑤ リーフレットなどを活用し普及に努めます。
- ⑥ 団体などとの連携を深め、市民学芸員、市民調査員、文化財ガイドの育成確保に努めます。



施策 5-11 芸術文化活動の促進

1. 現状と課題

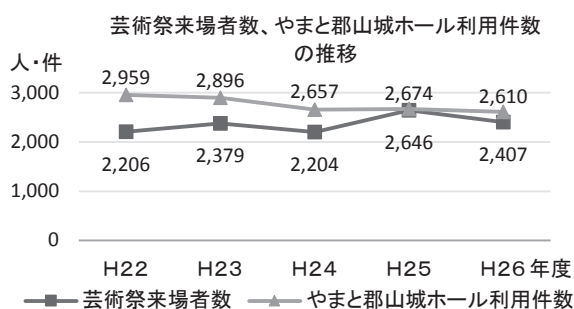
伝統芸能を継承し、市芸術文化活動を促進するため各種イベントを行っています。

設立 60 周年を迎える伝統ある芸能文化団体もあり、伝統芸能を披露するイベントを春・秋に開催するなど、本市芸能文化の発展・向上に寄与しています。また、新たに設立された芸能文化団体や、市内を拠点に全国で演奏活動を行っている和太鼓グループなどもあり、民間主導による文化芸術の活動が活発になってきています。

しかしながら、一部の団体においては協会会員の高齢化の問題もあり、若年層の育成が課題となっています。

また、やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点とし、自主事業の充実や施設の利用促進を図り、芸術文化の振興を図っています。

芸術祭は、出品数も多く、参加者が積極的に活動しています。しかし、限られたスペースでの展示となることや、若い世代が趣味をもって参加してもらうことが課題となっています。



2. 施策の展開方針

芸術文化団体の伝統文化の伝承と後身の育成を図る活動を後方から支援し、各団体への加入者を増やすことで今後の継続的で活発な活動を促進します。

やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点に、自主事業の充実や施設の利用を促進し、芸術文化の振興を図ります。

芸術祭は絵画、書道、工芸、写真の作品展示で、市内外を問わず幅広い世代からの出品者をめざし、展示方法や芸術意欲を高めるよう取り組みます。

市の偉大な先人としてその業績を顕彰するため、水木十五堂賞を開催し、故郷に対する夢や誇りを共有するとともに文化を将来に語り継いでいきます。

3. 主な取り組み

- ① 伝統芸能などの伝承に努め、後身の育成支援を行います。
- ② やまと郡山城ホールを文化芸術の活動拠点として、芸術文化の振興を図り、様々な活動を展開していく土壌を作っていきます。
- ③ 芸術意欲を高める芸術祭は、市内外を問わず幅広い世代からの出品者をめざします。
- ④ 「第 32 回国民文化祭・なら 2017」の開催準備に取り組みます。

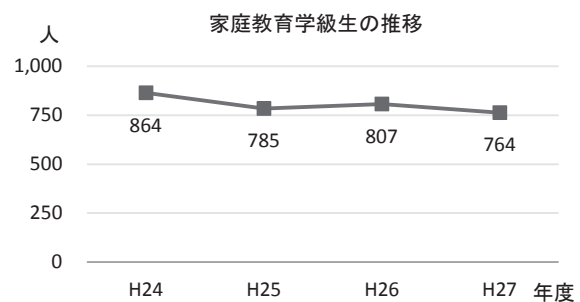


施策5-12 生涯学習の充実

1. 現状と課題

家庭生活や子どもの学習・生活上の問題などについて話し合い、個人個人が抱えている不安や悩みを共に解決したり、自己実現を図ったりするための学習の場を作ることを目的に、家庭教育学級を設けています。また、女性を対象に知恵と実践力を身につけ、明るい家庭づくりに役立つことを目的とした女性学級、人権学習・高齢者問題・食生活改善などの学習を推し進める生活学校、新興住宅地の女性を対象としてコミュニティ形成と学習の場を提供する移動公民館学級などの生涯学習講座を設けています。

子どもを取り巻く家庭環境が多様化しており、家庭教育における問題の把握が困難になっており、保護者の参加機会を増やすとともに多様なニーズに即した運営が求められています。また、生涯学習講座については参加者の高齢化が進んでいる学級もあり、次世代につながるよう努める必要があります。



2. 施策の展開方針

家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やせるよう周知と呼びかけを行い、多様かつ現在のニーズに即したテーマで家庭教育学級を運営していきます。

生涯学習講座についての周知を行うことで講座への積極的な参加を呼びかけ、次世代へつなげるよう努めます。

3. 主な取組み

- ① 家庭教育学級について、気軽に参加できるよう周知を行います。
- ② 家庭教育学級について、ニーズに即したテーマを設定し運営を行います。
- ③ 生涯学習講座について、意義や魅力の周知に努めます。
- ④ 生涯学習の環境を整えるため、中央公民館の耐震・大規模改修工事を進めます。

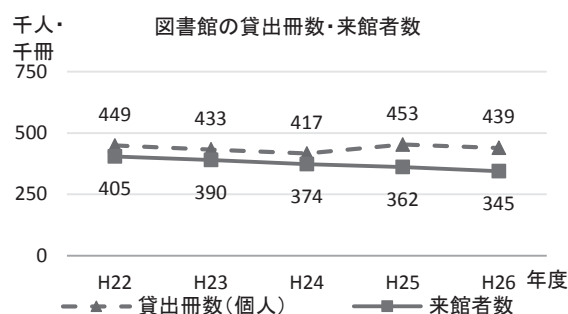


施策 5-13 図書館サービスの充実

1. 現状と課題

赤ちゃんから高齢者、何らかの障害を持つ方まで広く図書館が生涯学習の拠点となるよう、ニーズに応じた資料の収集・提供を行うとともに、子ども読書活動推進事業の一環として、手話付きのおはなし会、英語でのおはなし会、ろう学校や養護学校からの見学などの受け入れなど、特別に支援を必要とする利用者へのサービスを行っています。

今後は図書館利用を促進するとともに、学校・園、教育委員会など子ども読書活動に関わる団体との連携・協力を深めて、子どもの読書活動へ一層の支援が求められます。



2. 施策の展開方針

図書館利用の促進については、幅広い市民のニーズに応えるため、多様な資料を収集し、来館者が、館内でゆっくりくつろいで、必要な資料が容易に手に取ることができるように取り組みます。また、図書館利用が少ない年代、中学生から高校、大学、社会人に適した資料提供を検討するとともに、図書館へ足を運んでいただくための講演会などを行います。その他、図書館利用が困難な方の利用促進を図るための資料充実、関係団体との連携を進めます。

子ども読書活動の推進については、平成19年度から活動を続けてきた実績や成果、これまで活動に関わった関係各課や団体の熱意が継続し、課題解決につながるよう、引き続き、学校・園、教育委員会、関係各課、子ども読書活動に関わるボランティア団体と連携をとって進めていきます。

3. 主な取組み

- ① 多様な資料の収集に取り組みます。
- ② 快適に利用できるよう、配置や利用設備の充実を検討します。
- ③ 図書館ホームページの充実や紙媒体に限らない資料提供を検討します。
- ④ 図書館において講演会の開催など、来館機会の創出を図ります。
- ⑤ 図書館利用が困難な方の利用を推進します。
- ⑥ 子ども読書活動に関わるボランティア団体との連携を図ります。

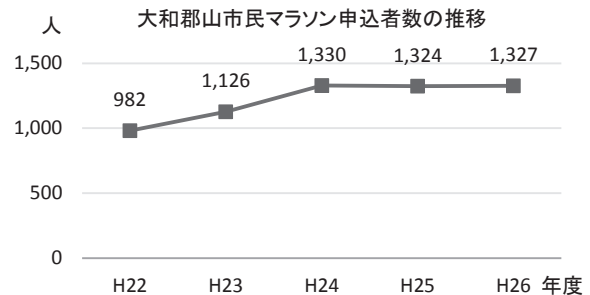


施策5-14 生涯スポーツの振興

1. 現状と課題

市民だれもが気軽に自分にあったスポーツに親しみ、生涯を通じて健康で活力ある豊かな暮らしを実現していくため、市民体育大会をはじめとする各種大会やフェスティバルの開催、ラジオ体操を実施しています。

各種スポーツに親しむ人は、高齢層では増加傾向にありますが、若年層ではやや減少傾向にあります。また、利用できる施設が不足しているだけでなく、既存施設の老朽化が進んでいます。



2. 施策の展開方針

各種スポーツ関連団体とともにさまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民だれも（特に若年層）が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう取り組みます。

また、学校体育施設の地域への開放を推進、各種スポーツ関連団体との連携・協働を行い、スポーツ施設の整備と有効活用に取り組むとともに、県・他市町村と相互連携に取り組みます。

スポーツ観戦（スポーツ活動への参加意欲を喚起）の機会が少ないため、プロスポーツチームとともに、人々にあこがれと感動を与える観戦の機会づくりに取り組みます。

スポーツ推進委員会・体育協会・武道振興会・総合型地域スポーツクラブなどとともに「スポーツをする（スポーツ実践）・みる（スポーツ観戦、スポーツ視聴）・ささえる（スポーツボランティア）」という総合的なスポーツ活動の推進に取り組み、地域住民のスポーツの生活化（豊かなスポーツライフの形成・定着）を図ります。

3. 主な取り組み

- ① 広報紙などでさまざまなスポーツ情報の提供を行います。
- ② 学校体育施設の地域への開放を推進します。
- ③ スポーツ推進委員会・体育協会・武道振興会・総合型地域スポーツクラブ・市内小中学校などと連携・協働を行い、スポーツ施設の整備と有効活用を行います。
- ④ プロスポーツ観戦の機会づくりに取り組みます。
- ⑤ 県・他市町村と相互連携を行い、スポーツ施設の有効利用を図ります。
- ⑥ 「スポーツをする・みる・ささえる」という総合的なスポーツ活動を推進します。

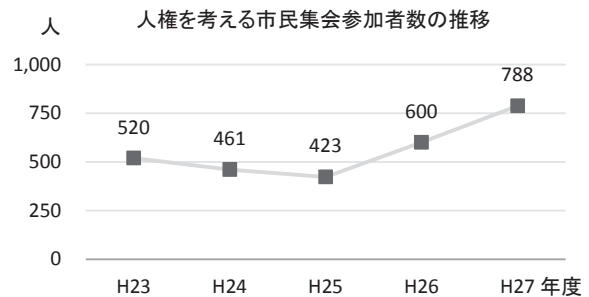


施策 5-15 人権文化の啓発

1. 現状と課題

市民が互いの違いを認め、かつ尊重しあうことができる“まち”であるため、人権に関する啓発活動や集会などを行っています。また、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催し、事業主にも対象を拡大することにより、市全体の人権文化の醸成を図っています。

引き続き集会などへの市民の参加を促すとともに、市内中学校区での人権教育や事業主を対象にした男女共同参画社会の実現に向けた講座などを関係団体と協力し、推進していくことが求められます。



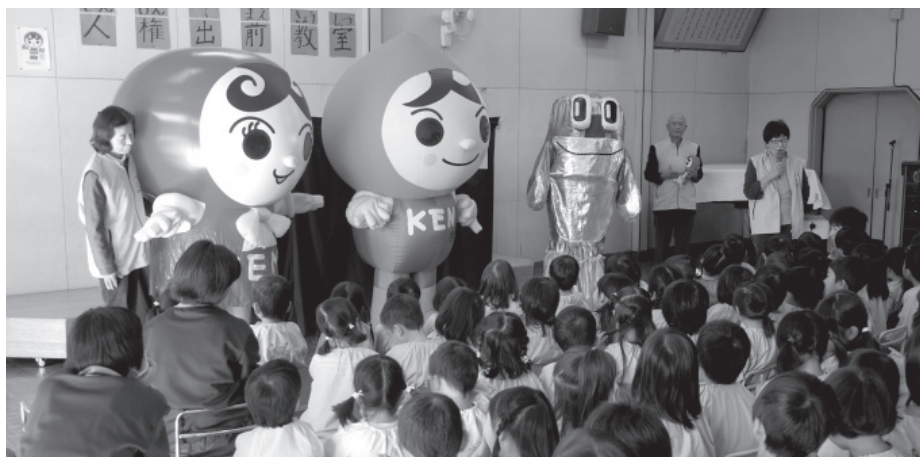
2. 施策の展開方針

「人権を考える市民集会」及び「やまとこおりやま 人権フェア」への、より多くの市民の参加のため、大和郡山市人権のまちづくり推進協議会とともに、人権問題の中で、市民の関心があるテーマや内容を知り、基本的な人権と人間の尊厳に関わるあらゆる差別をなくすための市民運動を展開します。また、事業主向けの周知、啓発内容についても検討します。

子どもたちの自尊感情を醸成し、人権感覚を磨き、人権意識を育むため、学校、保護者、ボランティア、地域のみなさんとともに、憲法に定められた基本的人権を守り、人権確立をめざし、保育ボランティアなどの行事に取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 人権問題の中で市民の関心があるテーマ、内容の調査を行います。
- ② 市内事業主に男女共同参画などに関する情報提供や啓発を行います。
- ③ 子どもたちを対象に、保育ボランティアや外国の文化にふれる機会を設けるとともに、人権教育現地学習などを行います。

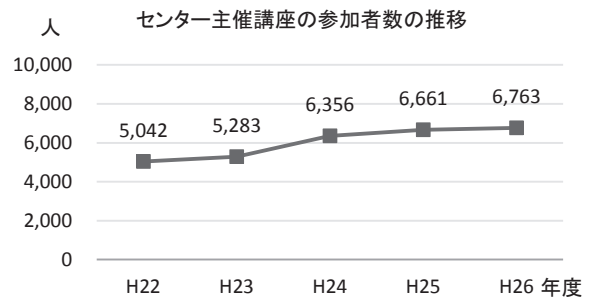


施策5-16 人権意識向上の場の充実

1. 現状と課題

ふれあいセンターやコミュニティセンターでは、人権をはじめとした各種相談の受付、センター主催講座の実施、人権啓発活動、地域住民の交流の場の提供、自治会など各種団体の育成及び地域活動の支援を行っています。

なお、各センターにおける相談内容の多様化、センター主催講座の内容の充実、地域における自主的な活動の低調傾向、施設の老朽化などへの対応が課題になっています。



2. 施策の展開方針

各種相談内容の多様化については、従来の関係機関及び部署などと連絡を密にし、また必要に応じて新たな関係機関との交流を持つなど、柔軟で迅速かつ的確な対応を行えるよう取り組んでいきます。

センター主催講座については、より内容を充実するため、開催の周知方法や時代のニーズに合わせた講座内容の検討を行います。

自治会などの自立促進については、センターはあくまで支援や協力などのサポート役に徹し、各種団体が主体となって地域活動を行うことで、組織としての自立を目指す環境作りを行います。

施設に関しては、老朽化には必要な対策を講じ、運営などの適正化について、民間事業所などとも連携し、将来的なあり方を検討していきます。

3. 主な取組み

- ① 相談内容の多様化に対応するため、関係機関及び部署と連絡を密にし、また必要に応じて新たな関係機関との交流を図ります。
- ② センター主催講座について、広報紙などを活用し、開催周知に努めます。
- ③ センター主催講座について、時代のニーズに合わせた魅力ある講座内容の検討を行います。
- ④ センターは自治会など各種団体の支援や協力などのサポート役に徹し、自立促進を図ります。
- ⑤ 施設の運営などについて、将来的なあり方の検討を行います。
- ⑥ 施設の老朽化について、将来的なあり方を踏まえ、必要な対策を講じます。

參考資料

参考資料

1. 第4次総合計画の策定経緯

年 (平成)	月	内 容
26	8	第4次総合計画策定方針の立案
	10	第1回 土地利用構想検討会議 ・土地利用構想に関する論点抽出 第1回 職員未来ワーキング ・本市の主要課題について
	11	第2回 土地利用構想検討会議 ・論点に基づく意見交換 第2回 職員未来ワーキング ・未来の姿（市民の生活像）について ・主要課題を解決するための取り組みについて
		市民意識 調査実施 (本市在住 の成人の方 から無作為 に2,000 人抽出)
27	1	市内小中学生に「未来のやまとこおりやま」絵画・作文を募集 第1回 こおりやまワールドカフェ ・「こおりやまってどんなまち？」 第3回 土地利用構想検討会議 ・土地利用構想骨子案に関する協議 第3回 職員未来ワーキング ・未来日記作成ワークショップ
	2	第2回 こおりやまワールドカフェ ・分野別の課題と解決方針について 第4回 職員未来ワーキング ・リーディングプロジェクトの立案
	3	第3回 こおりやまワールドカフェ ・私が考える将来の生活像について
	9	第1回 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・第3次総合計画の総括について ・第4次総合計画基本構想骨子案について
	11	第2回 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 基本構想 パブリックコメントの実施
	12	基本構想 市議会定例会へ提案・議決
	28	2
	3	第4次総合計画策定

2. こおりやまワールドカフェ開催概要

こおりやまワールドカフェは、大和郡山市第4次総合計画を策定するにあたり、市民のみなさまに大和郡山市の現状や今後の総合計画の役割を認識していただくとともに、市民の目線から見た大和郡山市の課題や市の将来像を検討していただくことで、今後のまちづくりの参考とさせていただくことを目的に開催しました。

参加者は、10～11月に実施いたしました「市民意識調査」にご協力いただき、本会議の参加にご応募いただいた方の中から、抽選によって選ばれています。

回	時期	テーマ	備考
1	平成27年 1月24日 (土)	ミニ講座 ・社会潮流等外部環境の変化と本市の主な取り組みについて ワールドカフェ こおりやまってどんなまち？	市役所4階 会議室にて 開催
2	平成27年 2月14日 (土)	ミニ講座 ・総合計画とは何か ・第3次総合計画について ワールドカフェ 分野別の課題と解決方針	同上
3	平成27年 3月14日 (土)	ミニ講座 ・目標の大切さについて シナリオライティング こおりやまの将来の生活像について考える	同上

参加者 氏名
池田 政廣
小川 一雅
片岡 沙織
木村 直美
辻井 大貴
中村 桂子
中村 静子
西川 正美
野田 直人
平井 康光
八木 利彦
渡邊 安子

(五十音順・敬称略)



3. 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

本市では、「大和郡山市第4次総合計画」と「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に一貫性を保ち、策定に取り組むため、「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において一体的に検討を行いました。

「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」は、「大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定から、進行管理に至る一連の取り組みについて、各分野の有識者として意見・助言を行う組織です。

区分	役職	所属	氏名
住民代表	委員	大和郡山市自治連合会 会長	植村 俊博
住民代表	委員	郡山女性ネットワーク 会長	亀岡 静代
住民代表	委員	大和郡山市まちづくりアイデアサポート事業 公募推進委員	谷本 良子
住民代表	委員	大和郡山市まちづくりアイデアサポート事業 公募推進委員	森谷 啓子
産業界	委員	大和郡山市商工会 副会長	立石 猛
産業界	委員	昭和工業団地協議会 会長	堀口 幸男
行政機関	会長	大和郡山市 副市長	吉村 安伸
教育機関	委員	奈良工業高等専門学校 校長	谷口 研二
金融機関	委員	奈良信用金庫 地域創生室 次長	平山 豊
労働団体	委員	連合奈良西和地域協議会 議長	葛本 佳司

(敬称略)

4. 職員による検討会議の概要

1) 土地利用構想検討会議

本市では、土地利用に関係する各種法律上の「市町村の建設に関する基本構想」として機能するよう、総合計画の基本構想において土地利用構想を位置づけるため、関係各課の参加による土地利用構想検討会議を行い、土地利用構想骨子を検討しました。

所 属
総務部 企画政策課長
総務部 総務課長
総務部 財政課長
産業振興部 農業水産課長
産業振興部 地域振興課長
都市建設部 都市計画課長

2) 職員未来ワーキング

市民感覚に近い目線、若者ならではの目線により、自由な発想、斬新かつ柔軟なアイデアを検討し、提言することを目的に入庁1～3年目の職員によるワーキングを開催しました。

所 属 ※	氏 名
総務部 税務課	榊原 侑右
市民生活部 保険年金課	辻野 文子
福祉健康づくり部 こども福祉課	伊藤 哲史
福祉健康づくり部 厚生福祉課	犬塚 久実
産業振興部 地域振興課	神保 仁美
産業振興部 環境政策課	杉本 哲也
都市建設部 管理課	岡本 大地
都市建設部 都市計画課	岡本 実紗
教育委員会事務局 生涯学習課	井原 茂樹
上下水道部 下水道推進課	山中 一樹

※所属はワーキング開催当時



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

大和郡山市



発行：平成28年3月

編集：大和郡山市 総務部 企画政策課

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248-4

TEL：0743-53-1151

FAX：0743-53-1049

ホームページアドレス

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。